

令和元年度第1回射水市自転車活用推進研究会

日時 令和元年10月3日（木）
午後7時～

場所 射水市役所会議室201

次 第

1 開会

2 挨拶

3 委員紹介

4 議事

(1) 組織運営事項

ア 会長互選

イ 副会長指名

(2) 市内外における自転車活用に関する取組状況について

(3) 今後の自転車活用推進の検討の方向性について

5 閉会

【説明資料】

資料1 射水市自転車活用推進研究会委員名簿

資料2 射水市自転車活用推進研究会設置要綱

資料3 市内外における自転車活用に関する取組状況

資料4 自転車活用推進検討に当たっての論点

【参考資料】

参考資料1 自転車活用推進計画

参考資料2 富山県自転車活用推進計画

参考資料3 県内における自転車活用に関する取組状況

（富山県自転車活用推進検討委員会第1回（H30.10.5）配付資料）

参考資料4 自転車活用の先進地の事例について

（富山県自転車活用推進検討委員会第2回（H30.10.26）配付資料）

射水市自転車活用推進研究会 委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	荒木知佳	内川の家 奈呉 管理人	市内宿泊事業
2	荒谷祥樹	一般社団法人射水市観光協会 専務理事	観光団体 射水市地域公共交通活性化協議会委員
3	岩田真一郎	富山大学 経済学部教授	学識経験者 射水市地域公共交通活性化協議会会長
4	木谷大輔	木谷サイクル 店長	自転車販売事業 射水商工会議所青年部所属
5	指田真琴	富山グルメサイクリングツアー プロデュース&ナビゲーター	グルメサイクリングガイド
6	高岡 慧	富山高等専門学校 国際ビジネス学科 (5年)	市内高等教育機関学生
7	林原りか	林原商店 代表	トライアスロン愛好家 子育て世代
8	山浦稜太	富山県立大学 知能ロボット工学科 (2年)	市内高等教育機関学生

(五十音順)

射水市自転車活用推進研究会設置要綱

(設置)

第1条 本市における自転車の活用の推進に向けた効果的な施策の調査研究を行うため、射水市自転車活用推進研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自転車の活用の推進に向けた施策の調査研究に関すること。
- (2) その他自転車の活用に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 研究会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他研究会の運営上必要と認められる者のうちから市長が委嘱する。

(委員)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 研究会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会議を進行する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、市長が招集する。

2 市長が必要と認めた場合は、研究会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、市民生活部生活安全課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年9月13日から施行する。

市内外における自転車活用に関する取組状況

1 国・県等の取組状況

- (1) 自転車活用推進計画
参考資料 1
- (2) 富山県自転車活用推進計画
参考資料 2
- (3) 県内外における自転車活用に関する取組状況
参考資料 3・4

2 市内における取組状況

(1) サイクルツーリズムの推進

ア サイクリング関連イベントの開催

- ・ 富山湾岸サイクリング【射水市共催】
- ・ グランfond富山
- ・ ネオセンチュリーラン in とやま（春・秋）
- ・ サイクルフェスタとやま

イ サイクリストの受入環境や走行環境の整備

① サイクリングコースの整備

- ・ 富山湾岸サイクリングコース
- ・ 田園サイクリングコース

② サイクルステーションの整備

- ・ 湾岸サイクリングコース
2施設（海竜スポーツランド、海の駅 Sazan）

③ サイクル・カフェの認定

- ・ 湾岸サイクリングコース 1店舗（B-CUBE）

④ サイクルトレイン（サイクル電車）の運行

- ・ 万葉線サイクルトラムの実施

期間：H31. 4. 1～11. 30

時間：平日 9：00～15：00・土日祝日 8：00～17：00

乗降可能な停留場：越ノ潟、海王丸、西新湊、庄川口、中伏木、
能町口、末広町、高岡駅

2日前までに事前予約が必要で、1回の利用台数は2台まで

- ・ あいの風とやま鉄道サイクルトレインの開催

R元. 9. 21 富山市～射水市

(2) 自転車を利用しやすい環境の形成

ア 地域ニーズに応じた駐輪場の整備推進

- ・ パークアンドライド推進のための駐輪場整備

小杉駅前 558 台 小杉駅南 562 台 越中大門駅 420 台 ほか

イ レンタサイクルの取組

- ・ 射水市レンタサイクル
貸出ステーション 2 か所（川の駅、海王丸パーク）

(3) 自転車を活かした健康づくりの推進

ア サイクルスポーツを楽しむ機会の創出

- ・ 富山湾岸サイクリング（再掲）

イ 公園等の有効活用の促進

① 公園内レンタサイクルの実施

県民公園太閤山ランドにおいて、シティサイクルやマウンテンバイク、電動アシスト自転車やタンデム自転車などのレンタルを実施

② タンデム自転車（2人用）の県内公道走行

(4) 安全で安心な自転車社会の実現

ア 学校における交通安全教育の推進

- ・ 小中学校における交通安全教室の実施
- ・ 児童生徒の保護者に対する交通安全啓発
- ・ 各学校に対する交通事故防止の啓発

イ 交通安全意識の向上に向けた広報啓発

- ・ 射水市高齢者交通安全自転車競技大会

自転車活用推進検討に当たっての論点

1 市内のそれぞれのエリアにおいて、利用目的に応じた自転車の活用を推進するため、どのような取組が有効と考えられるか。

<検討エリア>

- ・ 新湊市街～湾岸沿い
- ・ 市民病院周辺
- ・ 小杉駅周辺～太閤山地区
- ・ 越中大門駅周辺

<利用目的の分類>

目的	日常	非日常
通学	←→	
通勤	←→	
買い物	←→	
通院、習い事、知人宅訪問等	←→	
ポタリング		←→
スポーツ		←→
観光		←→

※ ポタリングとは、一人や家族連れ、または気の合う仲間、自転車に乗ってまちを散歩程度に気軽にお出かけすることをいう。

<テーマ>

- ・ 自転車のある楽しい暮らし など

2 自転車を活用することで、どのようなメリットがあるか。

- ・ 健康
- ・ コスト
- ・ 地域活性化
- ・ 教育
- ・ 環境 など

3 自転車を利用しやすい環境の向上を図るため、どのようなことが必要か。

(1) ハード面

- ・ レンタサイクル・シェアサイクル
- ・ 駐輪場と公共交通との連携
- ・ 走行空間

(2) ソフト面

- ・ 自転車の放置
- ・ 交通安全とルール・マナー
- ・ その他（雨対策、盗難防止対策など）

4 行政(とりわけ射水市)、事業者、関係団体等の役割をどのように考えるか。

自転車活用推進計画

平成 3 0 年 6 月

1. 総論

(1) 自転車活用推進計画の位置付け

我が国においては、これまで自転車に関する諸課題への対応の一環として、自転車道の整備等に関する法律（昭和45年法律第16号）に基づく自転車道の整備や、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）に基づく放置自転車対策や交通事故防止対策等を推進してきた。

この結果、大規模自転車道については、平成28年度末時点で、計画延長約4,330kmに対して約8割が整備済みとなっている¹。また、駅周辺における駐輪場の設置が進んだこと等により、駅周辺の自転車の放置台数は、ピーク時であった昭和56年度と比べて、15分の1以下の約6万台（平成29年度）²まで減少したほか、交通安全施設等の整備に加え、自転車の交通ルールの周知と安全教育の推進、自転車利用者の交通違反に対する指導取締り等の実施により、自転車乗用中の死者数は、統計上最も多かった2,084人（昭和35年）と比べて約4分の1の480人（平成29年）³に減少する等、一定の成果を上げてきた。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法（平成28年法律第113号。以下「法」という。）が平成29年5月1日に施行された。

1 国土交通省調べ。

2 「駅周辺における放置自転車等の実態調査の集計結果」（平成30年3月国土交通省）より。

3 「平成29年における交通死亡事故の特徴等について」（平成30年2月警察庁）より。

本計画は、この基本理念に加え、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるという法の目的にのっとり、自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、法第9条に基づいて定めるものであり、我が国の自転車の活用の推進に関して基本となる計画として位置付けるものである。

(2) 計画期間

法の目的及び基本理念にのっとり、自転車の活用を推進するためには、安全で快適に自転車を利用できる社会を実現し、自転車利用者の利便性を向上させるとともに、自転車の利用が国民一人一人のQOL⁴の向上につながり、自転車が魅力的なものとなることが重要である。自転車の利用を拡大する上で、自転車が安全で快適に通行できる空間の整備や交通の安全の確保が課題となっている。これらは、いずれも一朝一夕に達成することは容易ではなく、長期的な視点に立った着実な取組が必要である。

また、本計画と関連を有し、2020年度を計画期末とする交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）等の各種計画と連携を図りつつ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、東京を自転車フレンドリーな先進都市へと変貌させるとともに、東京以外の地域においても、自転車の活用の推進について国民の賛意・協力を得て、地域の創意工夫により世界に誇れるレガシーを創出し、次世代へ継承していくことが必要である。

これらを踏まえて、本計画の計画期間については、長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度までとする。

4 Quality of Lifeの略。人生の内容の質や社会的にみた生活の質。どれだけ人間らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということ尺度として捉える概念。

(3) 自転車を巡る現状及び課題

自転車は環境にやさしいモビリティであるとともに、サイクリングを通じた健康づくりや余暇の充実等、人々の行動を広げ、地域とのふれあいや仲間とのつながりを取り持つコミュニケーションツールでもある。また、その利用目的は、買物や通勤・通学等幅広く、シティサイクルやスポーツタイプの自転車のほか、障害者も楽しむことができるタンDEM自転車やハンドサイクル等、様々な自転車が普及している。このような暮らしを豊かにする自転車を巡り、現代社会が直面する課題は、次に示すように多様化している。

(都市環境)

家庭から排出される二酸化炭素の約3割が自動車から排出されている⁵中、自動車による移動は、一人での利用が約8割⁶、5km以内の利用が約4割を占める⁷ことから、地球温暖化対策や渋滞対策を進める上で、短中距離の自家用車利用を、公共交通機関の利用との組み合わせを含めた自転車の利用へ転換することが重要である。

自転車の利用促進を図るためには、自転車の利用環境を整えることが必要であるものの、歩行者と自転車が分離された自転車本来の通行空間の整備は断片的なものにとどまり、その整備延長は、平成28年度末時点で、約1,300kmにすぎない⁸。この結果、平成19年から平成29年の間に、自転車に関係する事故件数は概ね半減しているが、自転車対歩行者の事故件数は約1割の減少にとどまる⁹等、自転車対歩行者の事故への対応が課題となっている。

このような状況にあって、全国の自転車の交通手段分担率は減少

5 「2015年度（平成27年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」（平成29年4月国立研究開発法人国立環境研究所）より。

6 「平成22年度道路交通センサス」（国土交通省）より。

7 「平成22年度全国都市交通特性調査」（国土交通省）より。

8 国土交通省調べ。自転車専用道路（道路法第48条の13第1項）、自転車道（道路構造令第2条第2号）、自転車専用通行帯（道路交通法第20条第2項）及び車道混在（矢羽根型路面表示等により自転車の占有幅が実質的に確保されているものに限る）の合計。

9 「平成29年における交通死亡事故の特徴等について」（平成30年2月警察庁）より。

傾向にあり、特に地方都市圏は相対的に自転車分担率が低く、減少傾向も大きい¹⁰。また、通学利用の多い未成年では自転車分担率が高いものの、成人後の利用は大幅に減少する傾向にある¹¹。さらに、路線バスの廃止等、地域公共交通サービスをめぐる環境が厳しさを増す一方、高齢者の運転免許証返納者数が年々増加し、高齢者の外出が減少する傾向がある。

今後、コンパクトシティの形成等のまちづくりを進める上で、身近でアクセシビリティの高い交通手段である自転車の利用促進は、地域を支える移動手段確保の観点から重要である。

(国民の健康増進)

糖尿病が強く疑われる人や、高齢者の要介護者等数が年々増加しており、メタボリックシンドローム¹²やロコモティブシンドローム¹³の予防等による健康寿命の延伸が大きな課題となる中、自転車は適正な運動強度を維持しやすく脂肪燃焼等に効果的であり、生活習慣病の予防が期待できるほか、年齢を重ねた時の歩ける身体づくりに資するものである。一方、子どもの体力・運動能力は依然として低い状況にあるとともに、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著となっていることから、手軽に運動できる自転車を活かし、身近でスポーツの楽しさや喜びを味わうことができる環境づくりを進めることが重要である。

また、自転車による運動効果としてメンタルヘルスの改善も期待されており、健康経営の観点から自転車通勤が労働生産性の向上に寄与する可能性も秘めている。

さらに、タンDEM自転車やハンドサイクル等を活用した障害者スポーツは、障害者の生きがいやQOLの向上、健康長寿社会や共生社会の構築にも貢献するものであり、その推進が求められている。

10 「平成27年度全国都市交通特性調査」及び過去の「全国都市交通特性調査」（いずれも国土交通省）による。

11 「平成27年度全国都市交通特性調査」（国土交通省）による。

12 内臓脂肪症候群。内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態。

13 運動器症候群。運動器（身体運動に関わる骨、筋肉、関節、神経等）の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態。

(観光地域づくり)

高度に育成されたガイドが里山を丁寧に案内するサイクリングツアーが外国人観光客から高く評価される等、訪日外国人旅行者のニーズが、「モノ消費」から体験型観光の「コト消費」へ変化しており、滞在コンテンツの充実が求められている。一方、訪日外国人旅行者は、東京～大阪間のいわゆるゴールデンルートに集中しており、インバウンド効果を全国へ拡大することが重要な課題となっている。

このような状況において、自転車を活用した観光地域づくりは有望視されているものの、サイクリストの走行ニーズが高い地域において、サイクリストの受入環境や走行環境が必ずしも十分整っていない等、サイクリング環境の整備が課題となっている。

(安全・安心)

平成29年中の自転車乗用中の死者のうち、自転車側に法令違反が認められた割合は約8割¹⁴と高水準である等、利用者の安全意識の醸成が課題である。このような状況において、自転車の安全利用を図るためには、交通ルールの周知と安全教育を推進することが重要であるとともに、消費者が安全性の高い製品を購入することや、購入後に定期的な点検整備を行うことも重要である。

さらに、東日本大震災の被災地では、発災後の移動手段として自転車の利用が増加していること等を踏まえて、自転車が有する機動性を活かすことにより、さらに災害時における地域の安全・安心を向上させることが必要である。

本計画では、自転車を巡るこれらの現状及び課題に対応するため、自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策に加え、その達成に向けて計画期間内に講ずべき必要な措置を定める。

14 「平成29年における交通死亡事故の特徴等について」(平成30年2月警察庁)より。

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

法の目的や基本理念を踏まえるとともに、総論で述べた自転車を巡る現状及び課題に対応するため、以下のとおり4つの目標を掲げる。また、これらの目標達成のために、法第8条に規定されている自転車の活用の推進に関する基本方針を踏まえて、具体的に実施すべき施策を定める。

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

コンパクトなまちづくりと併せて、徒歩や自転車等のスローな交通を中心としたコミュニティを育むまちづくりを推進し、交通における自動車への依存の程度を低減させることによって、交通分野の低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図る。このため、自転車は公共交通とともに公共性を有するモビリティであることを踏まえ、それにふさわしい安全で快適な自転車利用環境を計画的かつ継続的に創出するとともに、公共交通との連携を強化し、自転車利用を促進する。

また、徒歩と同様に、自転車を基礎的な移動手段と捉え、自動車への依存が強い地方部をはじめとして、通学利用にとどまらず、大人になってからも、目的に合った自転車を誰もが無理なく安全に利用できる環境の創出を図る。

(実施すべき施策)

1. 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進する。
2. 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。

3. シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。
4. 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。
5. 社会実験等を踏まえて、駐輪場やシェアサイクルの運営、放置自転車対策等の効率化に向けて自転車のI o T¹⁵化を促進する。
6. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。

15 Internet of Thingsの略。あらゆる物がインターネットにつながるための技術、新サービスやビジネスモデル。

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

自転車競技や、日常生活における自転車利用も含めた生涯スポーツの普及奨励により、心身の健全な発達や、生きがいのある豊かな生活の実現、国民の健康寿命の延伸等を目指す。このため、生活習慣病を予防し、あるいは寝たきりにならずに人生を健康に過ごし、QOLの向上に資するよう、国民のヘルスリテラシー¹⁶の向上を図るとともに、自転車の利用促進につながるまちづくりと連携し、日常の身体活動量の増加・底上げを図る。

また、青少年の体力の向上や国民の余暇の充実に資するよう、サイクルスポーツの裾野を広げ、できるだけ多くの人々がサイクルスポーツを楽しめる機会の創出を図る。

(実施すべき施策)

7. 自転車競技の普及・振興に向け、国際規格に合致した自転車競技施設の整備等を促進する。
8. 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進する。
9. 国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。
10. 企業等への呼びかけ等により、自転車通勤等を促進する。

16 健康課題に対して適切に判断するために必要な情報等を理解し、活用する能力。

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

自転車に乗ることそのものを楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行の促進や、市民参加型サイクリングイベント、世界のトップアスリートが参加する自転車競技の誘致・開催等を通じた観光地域づくりを推進し、自転車を活用した地域の活性化を図る。

このため、全国各地の官民様々な関係者が連携して、サイクリストの期待を超えるホスピタリティの提供を目指し、自転車の走行環境、サイクリストの受入環境、サイクリングルート沿線の魅力づくり等に取り組むことにより、ハード・ソフト両面から世界に誇るサイクリング環境の創出を目指す。

また、全国のサイクリングルートのサービス水準が向上した段階で、これらについて、我が国を代表するサイクリングルートとしてブランド化を図り、サイクリングイベントの開催等とも連携したプロモーションに取り組むことにより、国内外のサイクリストの全国各地への誘客を図る。

(実施すべき施策)

11. 関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進する。
12. 官民が連携した走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受け入れ環境の整備等により、世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。

目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

自転車利用者は、交通ルールを遵守し、自己の身の安全を確保するとともに、歩行者へ思いやりをもって自転車に乗ることが求められている。その上で歩行者、自転車、自動車が互いの特性や交通ルールを理解し、尊重しあっている安全で安心な交通環境を創出するとともに、利用目的に応じた良質で利用しやすい自転車の普及と安全性確保を図ること等により、自転車交通事故ゼロの社会を目指す。

このため、自転車通行空間の整備を促進するほか、自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進等により交通事故の削減を図る。また、自転車の製造・出荷段階、出荷後の組立・販売段階及び販売後の段階の全てにおいて、安全で質の高い自転車の供給体制の整備を図る。

さらに、災害時における人々の移動や輸送の手段として自転車の有効活用を図ることにより、地域社会の安全・安心を向上させる。

(実施すべき施策)

13. 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。
14. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。
15. 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進する。
16. 自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室の開催等を推進する。
17. 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空

- 間の計画的な整備を促進する。(実施すべき施策1の再掲)
18. 危機管理体制を強化する等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心の向上を図る。

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

2. で述べた自転車の活用の推進に関する施策を着実に実施するため、計画期間中に講ずべき措置について、別紙のとおり定める。

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 関係者の連携・協力

本計画に位置付けられた目標を達成するため、自転車活用推進本部の下、関係府省庁が緊密に連携して施策の推進を図る。また、地方公共団体に対して、法第10条に基づく都道府県自転車活用推進計画及び法第11条に基づく市町村自転車活用推進計画（以下「地方版推進計画」という。）の策定を促すとともに、地方版推進計画に位置付けられた施策の実施に当たっては、国、地方公共団体、公共交通事業者その他の事業者、国民等が相互に連携が図られるように、国の地方支分部局をはじめとする関係者に対して要請する。

さらに、自転車の活用の推進に携わる国、地方公共団体、NPO、関係団体等の担当者や大学関係者等のスキルアップを図るため、これらの関係者が一堂に会する会議を開催すること等により、先進事例の横展開や、課題解決に向けた議論を深めるための取組を推進する。

(2) 計画のフォローアップと見直し

本計画について、必要に応じて有識者の助言を受けつつ、毎年度当初に、施策の進捗状況等に関するフォローアップを行った上で、その結果を公表する。その際、別紙に示す指標を設定した施策については、当該指標を用いつつ取組状況のフォローアップを行う。

また、計画期末までに、施策の効果に関する評価を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえて、本計画の見直しを行う。

(3) 調査・研究、広報活動等

自転車の利用実態や自転車の活用による医科学的効果に関する調査・研究等について、産官学が連携して取り組むよう、関係者へ働

きかける。また、民間が保有する各種データを含めた自転車に関する統計等の整備を図る。

さらに、本計画に基づく広報啓発を効果的かつ効率的に実施するため、国や関係団体等により構成される協議会を設置した上で、自転車の活用について国民の理解と関心を深めるために、国民各層に対して、自転車の魅力を多面的に訴求する等、戦略的な広報活動を展開する。

(4) 財政上の措置等

国は、施策の実施に必要な財政上の措置等を講じるとともに、その負担の在り方について検討を行う。また、本計画に基づき、民間団体等が実施する取組に対して必要に応じて支援策を講じる。

(5) 附則に対する今後の取組方針

法の附則第3条第1項に基づく、「自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方」については、自転車利用者の法令違反に対して、引き続き、指導取締りの徹底を図るほか、平成27年6月から施行された自転車運転者講習制度の運用状況や自転車事故の発生状況、法令違反の内容等も踏まえつつ、必要に応じて違反行為への対応の在り方について検討を進める。

また、法の附則第3条第2項に基づく、「自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度」については、地方公共団体に対して、条例等による損害賠償責任保険等への加入促進を図ることを要請するとともに、これによる損害賠償責任保険等への加入状況等を踏まえつつ、新たな保障制度の必要性等について検討を行う。

目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成		
施策	指標	措置
1. 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進する。	<p>○ 自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数</p> <p>【実績値】 0団体 (2017年度)</p> <p>【目標値】 200団体 (2020年度)</p> <p>○ 都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク概成市町村数</p> <p>【実績値】 1市町村 (2016年度)</p> <p>【目標値】 10市町村 (2020年度)</p>	<p>① 地方公共団体が自転車活用推進計画を策定する際の基本的な考え方や、策定手順、参考となる先進的な取組事例、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する考え方の要点等を記載した「自転車活用推進計画策定の手引き」をとりまとめ、地方公共団体へ周知すること等により、地方公共団体における、自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を支援する。</p> <p>② 地方公共団体に対して、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)の周知に努め、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の結果等も考慮するなど、中高生の自転車通学の安全確保を念頭に置いて自転車利用や自転車事故の多い市街地を中心に、自転車通行空間の整備を推進する。</p> <p>③ 道路交通法に基づき指定される普通自転車専用通行帯として運用可能な「自転車車線(仮称)」の設置について、道路構造令に新たに規定する。</p> <p>④ 路肩や交差点等自転車通行空間の安全性・快適性の改善や、コスト削減に関する事例等を取りまとめ、地方公共団体へ周知を図る。</p> <p>⑤ 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努める。</p> <p>⑥ 自転車利用者の利便性向上を図るため、自転車通行空間の整備状況、放置自転車禁止区域、駐輪場の位置等を地図上に示した自転車マップを作成するとともに、自転車通行上の要注意箇所や改善を要</p>

	<p>する箇所について自転車利用者がコメントを投稿できるWeb地図の在り方について検討する。</p> <p>⑦ 関係する地方公共団体と連携して、オリンピック・パラリンピック競技大会までに、競技会場や主要な観光地周辺の道路において、自転車通行空間の整備を推進する。</p> <p>⑧ マイカー等からの自転車への転換によるCO₂の削減量を把握した上で、地球温暖化防止に向けた自転車の利用促進に関する広報啓発を行う。</p>
<p>2. 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。</p>	<p>① 物流活動が周辺交通へ与える影響を抑制するため、物流ニーズと物流事業者の負担を踏まえ、関係者の理解を得つつ、地域における荷さばきルールの策定促進・荷さばき場や路外駐車場の整備等の取組を進める。</p> <p>② 植樹帯の活用等による停車帯の設置に関する弾力的な運用の在り方について検討する。</p> <p>③ 利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を検討する。</p> <p>④ 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置又は駐停車禁止の規制の実施を検討する。</p> <p>⑤ 地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車の取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。</p> <p>⑥ 駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を引き続き適切に推進する。</p>

<p>3. シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。</p>	<p>○ サイクルポートの設置数 【実績値】 852箇所 (2016年度) 【目標値】 1,700箇所 (2020年度)</p>	<p>① シェアサイクルの普及促進のため、関係府省庁による検討会を設置し、事業の規制の必要性や支援の在り方等について検討する。</p> <p>② サイクルポート設置の促進を図るため、路上や既設駐輪場等の公共用地や公開空地、コンビニ等の民有地へのサイクルポート設置の在り方について、関係者と連携しつつ検討する。</p> <p>③ 鉄道駅等の周辺においてサイクルポートの設置を推進するとともに、関係機関に対してサイクルポートの案内サイン設置を要請する。</p> <p>④ 公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。</p> <p>⑤ 地方公共団体ごとに構築されているシェアサイクルの貸出・返却システムの共同化について検討する。</p> <p>⑥ シェアサイクル利用者の利便性向上を図るため、個人認証、決済に当たって交通系ICカードのワンタッチ利用が可能となるよう、関係機関に対して運用改善を要請する。</p> <p>⑦ インターネット等の経路検索の対象となるよう、シェアサイクル関連情報の定型化について検討する。</p> <p>⑧ 関係する地方公共団体と連携し、オリンピック・パラリンピック競技大会までにサイクルポートの高密度化、駅等の拠点における貸出自転車の重点配備を実施する。</p>
<p>4. 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。</p>		<p>① 路外への駐輪場設置を推進するとともに、路上への駐輪場設置の促進を図るため、占用時の幅員等、占用許可基準の運用の在り方について検討する。</p> <p>② 自転車と公共交通の結節点となる鉄道駅等の周辺をはじめとし</p>

		<p>た、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備や利用率向上に向けた取組みについてとりまとめ、地方公共団体等へ周知する。</p> <p>③ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項における、「鉄道事業者は鉄道の周辺における自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体や道路管理者から協力を求められたときは、用地提供等により、駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。」という規定に基づき、引き続き、鉄道事業者の積極的な協力を求めていくとともに、地方公共団体等からの要望に応じ、国としても、地方公共団体等と鉄道事業者との協議に参画し、個別事案の解決に向けた指導・助言を行う。</p> <p>④ 多様な自転車の駐輪ニーズに対応するため、業界団体によるサイクルラックに関する技術基準の見直しを進めるとともに、地方公共団体等に対して周知を図る。</p>
<p>5. 社会実験等を踏まえて、駐輪場やシェアサイクルの運営、放置自転車対策等の効率化に向けて自転車のIoT化を促進する。</p>		<p>① 駐輪場やシェアサイクルの運営、放置自転車対策等の効率化に資するよう、全国で統一的な運用が可能なICタグの導入について社会実験等を行いながら検討する。</p> <p>② IoT共通基盤技術の研究開発と、同技術を活用したシェアサイクルにおける自転車の再配置への適用に関する検証を実施する。</p> <p>③ 自転車の利用実態の把握等による効率的な自転車ネットワーク計画の策定を促進するため、情報通信技術の活用による情報の収集やその利用方策について調査・研究を行う。</p>
<p>6. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備について</p>		<p>① 地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクトシティ形成の取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備、シェアサイクルのサイクルポートの設置等が進むよう、技術的な支援を実施する。</p>

<p>の総合的な取組を実施する。</p>	<p>② 歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、道路管理者と都道府県公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設定等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施するとともに、これらの取組に関する事例等を取りまとめ、地方公共団体に対して周知を図る。</p> <p>③ 無電柱化を推進し、生活道路における安全で快適な自転車通行空間の確保を図るため、地方公共団体や電線管理者に対して、無電柱化に関するノウハウを普及するための、マニュアルの周知や研修等を実施する。</p>
----------------------	---

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

施策	指標	措置
<p>7. 自転車競技の普及・振興に向け、国際規格に合致した自転車競技施設の整備等を促進する。</p>		<p>① 国際規格に合致した競技施設の整備に対する国としての支援の在り方に関する検討を行う。</p>
<p>8. 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進する。</p>		<p>① サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、自転車競技者を含む関係者に協力を要請することにより、既設競輪場を活用した市民参加の取組や、公園等の有効活用等を促進する。</p> <p>② 障害の有無にかかわらず、自転車の多様性も踏まえ、誰もが安全に自転車を楽しめるよう、走行環境の在り方等について検討する。</p> <p>③ タンDEM自転車について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には公道走行について検討するよう、都道府県警察に働きかける。</p>

9. 国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。

- ① 国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした、「スマート・ライフ・プロジェクト」において、その施策活動の一部として、運動習慣者の割合の増加を達成するため、自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。
- ② サイクルツーリズムを推進する地方自治体・企業・団体等に対して、ウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような、自転車を活用した健康コンテンツと観光を連携した事業の導入、広報活動について、検討及び実施を働きかける。
- ③ 地域におけるスポーツクラブ等において自転車を活用している好事例の情報収集及び情報発信を進めるとともに、これらの取組の他地域への展開方法等について検討する。
- ④ 地方公共団体等と連携して、個人や一定の地域等において、自転車活用による健康増進や医療費に与える影響等に関する国内外の科学的知見の収集や、国内における自転車の活用による医学的効果に関する調査・研究を進める。
- ⑤ 地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクトシティ形成の取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備、シェアサイクルのサイクルポートの設置等が進むよう、技術的な支援を実施する。(6-①の再掲)
- ⑥ 歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、道路管理者と都道府県公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設定等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施するとともに、これらの取組に関する事例等を取りまとめ、地方公共団体に対して周知を図る。(6-②の再掲)
- ⑦ 無電柱化を推進し、生活道路における安全で快適な自転車通行空間の確保を図るため、地方公共団体や電線管理者に対して、無電柱化に関するノウハウを普及するための、マニュアルの周知や研修等を実施

<p>する。(6-③の再掲)</p>		
<p>① 関係府省庁及び関係機関が連携し、協議会を設置した上で、自転車通勤に関する課題(通勤手当の支給や、通勤災害への対応、駐輪場や更衣室の設置等)について検討するとともに、自転車通勤導入に関する手引きを作成すること等により、通勤における自転車利用拡大のための広報啓発を実施する。</p>	<p>○ 通勤目的の自転車分担率 【実績値】15.2% (2015年度) 【目標値】16.4% (2020年度)</p>	<p>10. 企業等への呼びかけ等により、自転車通勤等を促進する。</p>
<p>② 企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト(仮称)を創設し、支援の在り方について検討する。</p>		
<p>③ 国の機関において、自転車通勤者や庁舎への来訪者のために必要な駐輪場を整備するとともに、シェアサイクル事業者によるサイクルポートの設置に協力する。</p>		

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現		
施策	指標	措置
<p>11. 関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進する。</p>		<p>① 自転車の活用に関するポータルサイトを開設し、海外向け情報発信を強化すること等により、地方公共団体等と連携して、自転車に関する国際会議の誘致・開催に向けた検討を行う。</p> <p>② 国際的なサイクリング大会開催を希望する地方公共団体と連携し、国としての支援の在り方に関する検討を行う。</p>
<p>12. 官民が連携した走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクルリストの受け入れ環境の整備等によ</p>	<p>○ 先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数 【実績値】0ルート</p>	<p>① 太平洋岸自転車道等を対象として、先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを設定し、関係者等で構成される協議会において、迷わず安全に走行できる環境整備、自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクルリストの受入環境整備、ガイドツアーの質の向上</p>

<p>り、世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクリングリズムを推進する。</p>	<p>(2017年度) 【目標値】40ルート (2020年度)</p>	<p>等滞在コンテンツの磨き上げ等による魅力づくり、ICTを活用した情報発信を行う等、官民が連携して世界に誇るサイクリングロードの整備を図る。</p> <p>② 大規模自転車道を含めた、広域的なサイクリングロードの整備を推進する。その際、サイクリングロードの安全性や連続性を確保するため、農道や臨港道路を含む道路管理者及び河川管理者等からなる横断的協議機関の設置を促進するとともに、歩行者と自転車の交錯等の安全性に関する課題等について検討する。</p> <p>③ 日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートについて国内外へPRを図るため、ナショナルサイクルート(仮称)の創設に向けて、インバウンドにも対応した走行環境や、サイクリングガイドの養成等受入れ先として備えるべき要件、情報発信の在り方等について検討する。</p> <p>④ 鉄道事業者やバス事業者が実施するサイクルトレイン、サイクルパスの取組事例、方法等を集約し優良なものを選定した上で、ベストプラクティスの共有を行うとともに、自社路線におけるサイクルトレイン、サイクルパスの実施について検討を促す。</p> <p>⑤ 道の駅のサイクリング拠点化や、鉄道駅や空港におけるサイクリストの受入サービスの充実に向けて、施設管理者等の関係者に対して協力を要請する。</p>
--	---	---

<p>目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現</p>		
<p>施策</p>	<p>指標</p>	<p>措置</p>
<p>13. 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、</p>	<p>○ 自転車の安全基準に係るマ ークの普及率</p>	<p>① JIS規格とISOとの整合化作業を進めつつ、JISをベースとしたSG基準やBAAとの関係の在り方について検討する。併せて、</p>

<p>国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。</p>	<p>【実績値】 29.2% (2016年度) 【目標値】 40% (2020年度)</p> <p>○ 自転車乗用中の交通事故死者数 【実績値】 480人 (2017年) 【目標値】 第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度)</p> <p>※ 本指標については、13.～17.の施策に対応</p>	<p>これらの規格等に関し、試買テストの結果を含め、消費者が容易に理解できるような情報提供の在り方についても検討する。</p> <p>② 消費者が安全に自転車を利用できるよう、自転車の事故情報等の収集を行い、必要に応じて、独立行政法人国民生活センターによる商品テストを行い、その結果等も活用しつつ、消費者へ自転車の安全な利用に向けた広報啓発等を行う。</p> <p>③ 自転車の積載制限について各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には見直しを検討するよう、都道府県警察に働きかける。</p>
<p>14. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。</p>	<p>○ 自転車技士の資格取得者数 【実績値】 80,185人 (2017年度) 【目標値】 84,500人 (2020年度)</p> <p>※ 本指標については、13.及び14.の施策に対応</p>	<p>① 一般財団法人日本車両検査協会が実施する自転車技士や公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備士に係る資格試験への支援を行うとともに、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進する。</p> <p>② 自転車技士及び自転車安全整備士の能力向上と受験者の負担軽減に向けて、受験要件の緩和等について検討するよう働きかける。</p>
<p>15. 国民の交通安全意識の向上</p>		<p>① 地方公共団体や民間団体等とも連携し、「自転車安全利用五則」を</p>

に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進する。

活用する等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図る。

- ② 自転車の安全利用について、全国交通安全運動における実施要綱の推進項目に盛り込む等、国民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努める。
- ③ 交通事故の被害を軽減するため、国や地方公共団体が行う様々なイベント等の機会を活用して、通勤・通学時を始めとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。
- ④ 一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。
- ⑤ 交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を開催し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上を図る。
- ⑥ 高齢者の自転車事故を防止しつつ、社会参加の機会を確保するため、自転車イベント等において、シミュレーターを活用した高齢者向けの交通安全教室を引き続き実施する。
- ⑦ 自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について地域住民への広報啓発に努める。
- ⑧ 自転車の交通ルール遵守について、国民の手本となるよう、国及び地方公共団体の所属職員に対して、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底する。
- ⑨ 道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育を引き続き行っていく。

<p>⑩ 高齢者の安全・安心な自転車走行をはじめとする自転車に対する多様なニーズに関し、民間企業等が、ニーズ発掘、製品開発等を行うことを支援する。</p>	
<p>⑪ 自転車に関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、当該地区において重点的に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。</p>	
<p>⑫ リヤカーを牽引する自転車に対して、歩道通行が認められていない等の交通ルールを周知徹底するとともに、悪質・危険な交通違反に対しては取締りを行う。</p>	
<p>⑬ 地域交通安全活動推進委員、ボランティア、地方公共団体、関係機関・団体、地域住民等において、違反行為を防止するため、指導啓発活動を推進するとともに、警察による交通違反に対する指導取締りを進める。</p>	
<p>① 都道府県に対し、交通安全教室等の講師となる教職員等へ向けた講習会開催を支援するとともに、指導の参考となる資料を周知する。</p> <p>② 小中高校生を対象として、生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する海外の効果的な交通安全教育の実践方法や事例等に関係機関へ周知する。</p> <p>③ 教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を行うよう、関係機関へ周知する。</p>	<p>○ 交通安全について指導している学校の割合 【実績値】 99.6% (36, 325校) (2015年度) 【目標値】 100% (36, 487校) (2019年度)</p>
<p>① 地方公共団体が自転車活用推進計画を策定する際の基本的な考え方や、策定手順、参考となる先進的な取組事例、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する考え方の要点等を記載した「自転車活用推進計画策定の手引き」をとりまとめ、地方公共団体へ周知すること等によ</p>	<p>17. 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車適切に分離さ</p>

<p>れた自転車通行空間の計画的な整備を促進する。(1. の再掲)</p>	<p>り、地方公共団体における、自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を支援する。(1-①の再掲)</p> <p>② 地方公共団体に対して、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)の周知に努め、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の結果等も考慮するなど、中高生の自転車通学の安全確保を念頭に置いて自転車利用や自転車事故の多い市街地を中心に、自転車通行空間の整備を推進する。(1-②の再掲)</p> <p>③ 道路交通法に基づき指定される普通自転車専用通行帯として運用可能な「自転車車線(仮称)」の設置について、道路構造令に新たに規定する。(1-③の再掲)</p> <p>④ 路肩や交差点等自転車通行空間の安全性・快適性の改善や、コスト削減に関する事例等を取りまとめ、地方公共団体へ周知を図る。(1-④の再掲)</p> <p>⑤ 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努める。(1-⑤の再掲)</p> <p>⑥ 自転車利用者の利便性向上を図るため、自転車通行空間の整備状況、放置自転車禁止区域、駐輪場の位置等を地図上に示した自転車マップを作成するとともに、自転車通行上の要注意箇所や改善を要する箇所について自転車利用者がコメントを投稿できるWeb地図の在り方について検討する。(1-⑥の再掲)</p> <p>⑦ 関係する地方公共団体と連携して、オリンピック・パラリンピック競技大会までに、競技会場や主要な観光地周辺の道路において、自転車通行空間の整備を推進する。(1-⑦の再掲)</p>
<p>18. 危機管理体制を強化する等、</p>	<p>① 被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用に関</p>

災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心の向上を図る。

する課題や有用性について検討するとともに、国土強靱化基本計画の見直しに際し、大規模災害発生時における自転車活用について位置づけるなど、必要な措置を講じる。

② 災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、全国の国道事務所等において自転車を配備し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強化する。



1. 総論

(1) 自転車活用推進計画の位置付け

自転車活用推進法※に基づき策定する、我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画

(2) 計画期間

長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで

(3) 自転車を巡る現状及び課題

※自転車活用推進法（議員立法）
2016年12月9日成立
（衆・参とも全会一致）
2017年5月1日施行

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 自転車通行空間の計画的な整備の促進

【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数
[実績値 0団体(2017年度)→目標値 200団体(2020年度)]

【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク概成市町村数
[実績値 1市町村(2016年度)→目標値 10市町村(2020年度)]

2. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保

3. シェアサイクルの普及促進

【指標】サイクルポートの設置数 [実績値 852箇所(2016年度)→目標値 1,700箇所(2020年度)]

4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進

5. 自転車のI・T化の促進

6. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進

8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出

9. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進

10. 自転車通勤の促進

【指標】通勤目的の自転車分担率 [実績値 15.2%(2015年度)→目標値 16.4%(2020年度)]

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

11. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致

12. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数
[実績値 0ルート(2017年度)→目標値 40ルート(2020年度)]

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 高い安全性を備えた自転車の普及促進

【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率
[実績値 29.2%(2016年度)→目標値 40%(2020年度)]

【指標】自転車乗用中の交通事故死者数※ [実績値 480人(2017年度)→目標値 第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度)] ※(13~17の関連指標)

14. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進

【指標】自転車技士の資格取得者数※
[実績値 80,185人(2017年度)→目標値 84,500人(2020年度)] ※(13,14の関連指標)

15. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施

16. 学校における交通安全教室の開催等の推進。

【指標】交通安全について指導している学校の割合
[実績値99.6%(2015年度)→目標値 100%(2019年度)]

17. 自転車通行空間の計画的な整備の促進（再掲）

18. 災害時における自転車の活用の推進

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

施策を着実に実施するため、計画期間中に国が講じる措置を一覧表に整理

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 関係者の連携・協力

(2) 計画のフォローアップと見直し

(3) 調査・研究、広報活動等

(4) 財政上の措置等

(5) 附則に対する今後の取扱方針

➢ 道路交通法に違反する行為への対応については、自転車運転者講習制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討

➢ 自転車の損害賠償については、条例等による保険加入を促進し、新たな保障制度の必要性等を検討

富山県自転車活用推進計画

平成 3 1 年 3 月

富 山 県

富山県自転車活用推進計画 目次

1	総論	1
	(1) 自転車活用推進計画の目的と位置付け	
	(2) 計画区域	
	(3) 計画期間	
	(4) 自転車利用を巡る現状及び課題	
2	自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策	8
	【目標1】自転車にやさしい都市環境の形成	
	【目標2】自転車を活かした健康づくりの推進	
	【目標3】サイクルツーリズムの推進	
	【目標4】安全で安心な自転車社会の実現	
3	自転車の活用の推進に関して実施すべき取り組み	12
4	自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	12
	(1) 関係者の連携・協力	
	(2) 計画のフォローアップと見直し	
	(3) 広報活動等	
	(4) 財政上の措置等	
	(別紙) 自転車の活用の推進に関して実施すべき取り組み	13
	[参考資料]	
	①富山湾岸&田園サイクリングコースMAP	17
	②富山県におけるモデルルート「富山湾岸サイクリングコース」	18

1 総論

(1) 自転車活用推進計画の目的と位置付け

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代の県民が利用できる、環境にも優しい身近な交通手段であり、また、その活用は健康づくり、観光振興や地域活性化にも繋がるものであることから、近年、自転車を活用した取組みへの関心が高まっているところである。

国においては、環境、交通、健康増進、観光振興等の重要な課題に対処し、自転車活用の推進に関する施策の充実を図るため、平成29年5月に「自転車活用推進法」（平成28年法律第113号。以下「法」という。）が施行されるとともに、平成30年6月には、法の基本方針に即した「自転車活用推進計画」が策定され、今後、各種の施策が総合的かつ計画的に推進されることとなっている。

一方、本県では、これまで、富山湾や田園地域の美しい景観を楽しむことができる「富山湾岸サイクリングコース」や「田園サイクリングコース」等の整備、コースを活用した「富山湾岸サイクリング」の開催など、自転車を活用した観光、地域振興の取組みのほか、市町村が行うパークアンドライド推進事業への支援を通じ、自転車を活用した地域公共交通活性化の取組みも積極的に展開してきている。

こうした中、法や国の自転車活用推進計画を踏まえつつ、自転車を利用しやすい都市環境の形成、健康づくり、観光振興そして安全利用の面から今後の本県における自転車活用推進施策を協議・検討するため、市町村、関係団体・事業者等で構成する「富山県自転車活用推進検討委員会」を設置し、議論を重ねてきたところである。

今般、今後の自転車活用の推進に関し、基本理念や県の責務、県民及び事業者の役割、施策の基本となる事項等を定める「富山県自転車活用推進条例」（平成31年富山県条例第1号。以下「条例」という。）を平成31年3月に制定し、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することとしたところであるが、本計画は、これまでの取組み、富山県自転車活用推進検討委員会や県議会における議論、市町村や関係団体、県民の意見も踏まえつつ、法や条例に定める基本理念や県の責務にのっとり、目標及び実施すべき施策等を定めるものであり、法第10条及び条例第7条に基づいた本県の自転車活用の推進に関する基本計画として位置付けるものである。

なお、自転車活用の推進については、県内市町村でも独自に各種の取組みが展開されているところである。本計画は、これまでの県や市町村の取組みを踏まえつつ、今後、県としてさらなる取組みを進めるに当たっての基本方針を定めるものであり、市町村においても各地域の実情に応じた取組みの充実を期待するものである。

(2) 計画区域

本計画の計画区域は、富山県全域とする。

(3) 計画期間

法や条例の基本理念にのっとり、自転車の活用を推進するためには、安全で快適に自転車を利用できる社会を実現し、自転車利用者の利便性を向上させるとともに、自転車がより魅力的なものになることが重要である。自転車の利用を拡大するうえで、自転車が安全で快適に通行できる空間の整備や交通の安全の確保が大きな課題となっているが、これらの問題については、長期的な視点に立った着実な取組みが必要である。

このため、本計画の計画期間については、長期的な展望を視野に入れ、県の総合計画「元気とやま創造計画—とやま新時代へ 新たな挑戦—」の目標年次との整合も図りつつ、2026年度までとする。

(4) 自転車利用を巡る現状及び課題

自転車は環境にやさしい交通手段であるとともに、サイクリングを通じた健康づくりや余暇の充実等、人々の行動を広げ、地域とのふれあいや仲間とのつながりを取り持つコミュニケーションツールでもある。また、その利用目的は、買い物や余暇・健康増進、通勤・通学等幅広く、シティサイクルやスポーツタイプの自転車のほか、障害者も楽しむことができるタンデム自転車やハンドサイクル等、様々な自転車が普及している。このような暮らしを豊かにする自転車の利用を巡り、以下の課題が挙げられる。

① 都市環境

1 世帯当たりの自家用車保有台数（平成28年度末現在：1.70台。全国平均は1.06台）が全国第2位¹であり、自家用車が通勤や買い物等の交通手段として多く利用されていると考えられる本県において、今後、地球温暖化対策や交通渋滞対策を進めるうえで、短中距離の自家用車利用を、公共交通機関の利用との組み合わせを含めた自転車の利用へ転換することが必要であるが、自転車の利用促進を図るためには、自動車や歩行者と区分された通行空間の確保や駐輪場の整備など、自転車の利用環境を整えることが重要である。

また、人口減少時代を迎える中、地域公共交通の利便性を補完するうえでも、身近で利用しやすい交通手段である自転車の利用促進は、地域を支える移動手段確保の観点からも重要な課題である。

1 国土交通省北陸信越運輸局富山陸運支局「富山県運輸概況(平成29年度版)」より。

都道府県別自家用車保有台数

都道府県名	順位	1世帯あたり 自家用車保有台数(台) (平成28年度)
福 井	1	1.75
富 山	2	1.70
山 形	3	1.68
群 馬	4	1.64
栃 木	5	1.62
全国平均		1.06

資料：「100の指標 統計から
みた富山（平成29年度版）」
（富山県統計調査課）より

② 健康増進

健康寿命のさらなる延伸を目指している中、自転車は適正な運動強度²を維持しやすく、生活習慣病の予防が期待できるほか、自動車・公共交通機関の通勤者と比較して、自転車通勤者は心筋梗塞、脳梗塞やがんで死亡するリスクが低下するとの研究結果³もあるなど、日常生活において自転車を活用することは健康寿命日本一を目指す本県の取り組みにも資するものである。自転車は、体力に自信のない人や日頃運動をしていない人でも手軽に運動できるツールであることから、子どもから高齢者まで身近にサイクリングの楽しさや喜びを味わうことができる環境づくりを進めることが重要である。

平成 28 年 健康寿命（富山県）	
男性	女性
72.58 歳【全国 8 位】	75.77 歳【全国 4 位】
(+1.63 歳)	(+1.01 歳)
(H ₂₅)70.95 歳【全国 31 位】)	(H ₂₅)74.76 歳【全国 14 位】)

資料：厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」による推定値

2 厚生労働省では、身体活動や運動の重要性について普及啓発を推進するために、平成25年に取りまとめた「健康づくりのための身体活動基準2013」において、日常生活で体を動かす具体例として「自転車に乗る」ことを掲げている。

<18歳～64歳の身体活動（生活活動・運動）の基準>

強度が3メッツ*以上の身体活動を23メッツ・時/週行う。具体的には、歩行またはそれと同等以上の強度の身体活動を毎日60分行う。

*メッツ（MET：metabolic equivalent）は、身体活動の強さを安静時の何倍に相当するかで表す単位

【自転車を利用した身体活動の例】

	メッツ数	同等の強度の身体活動
電動アシスト付き自転車に乗る	3.0メッツ	普通歩行（平地、67m/分）
楽に自転車に乗る（8.9km/時）	3.5メッツ	普通歩行（平地、75～85m/分）
自転車に乗る（≒16km/時未満、通勤）	4.0メッツ	階段を上る（ゆっくり）
サイクリング（約20km/時）	8.0メッツ	運搬（重い荷物）

3 英国グラスゴー大学における研究（研究代表：Jason M R Gill、ブリティッシュ・メディカル・ジャーナル 2017年4月19日号に掲載）によると、英国在住の通勤者263,450人を対象とした調査の結果、自転車通勤者は、自動車・公共交通機関の通勤者と比較して、心疾患で死亡するリスクが半分以下に、がんやそれ以外の死因で死亡するリスクも6割程度に低下するとのデータが公表されている。

③ 観光振興

北陸新幹線が開業して約4年が経過する現在も、乗車人員が開業前の3倍近い高い水準で推移しているほか、本県の代表的な国際的観光地である立山黒部アルペンルートへの外国人観光客数が平成30年に約26万6,200人⁴に増加（平成15年比で約11倍）するなど、本県を訪れる国内外からの旅行者が増加する中、旅行者のさらなる満足度向上による消費額・滞在時間の増加に向け、戦略的な観光地域づくり、富山らしい魅力の創出を推進することが重要な課題となっている。

今後は、観光や食の魅力と合わせた、富山らしいサイクリストの受入環境や自転車の走行環境のさらなるブラッシュアップ、国内外へのPR強化を図るとともに、地域における自転車の観光活用の気運醸成・取組みを促すなど、サイクルツーリズムの推進が重要である。



立山黒部アルペンルートの外国人観光客数

	H15(2003)	H30(2018)	(対H15比)
総数	23,731人	266,200人	(11.2倍)
うち 台湾	20,242人	138,300人	(6.8倍)
韓国	2,874人	32,500人	(11.3倍)
中国	35人	6,700人	(191.4倍)
香港	133人	30,300人	(227.8倍)
タイ	189人	16,600人	(87.8倍)
シンガポール	0人	6,800人	(皆増)
インドネシア	0人	13,600人	(皆増)
マレーシア	0人	6,500人	(皆増)

資料：立山黒部貫光(株)調べより
※H15(2003)は団体客のみ、H30(2018)は団体客+個人客

富山湾岸サイクリングの開催実績

開催年	コース設定	参加者数
2015(H27)	2コース 射水⇄朝日 152km、射水⇄氷見 45km	627人
2016(H28)	4コース 氷見⇄朝日 169km、氷見⇄黒部 126km、 氷見⇄滑川 90km、氷見⇄射水 38km	959人
2017(H29)	4コース 魚津⇄朝日⇄氷見⇄魚津 185km、 魚津⇄氷見 124km、魚津⇄朝日 67km、 魚津⇄入善 49km	1,269人
2018(H30)	4コース 氷見⇄朝日 178km、氷見⇄魚津 117km、 氷見⇄富山 76km、氷見⇄射水 45km	1,425人

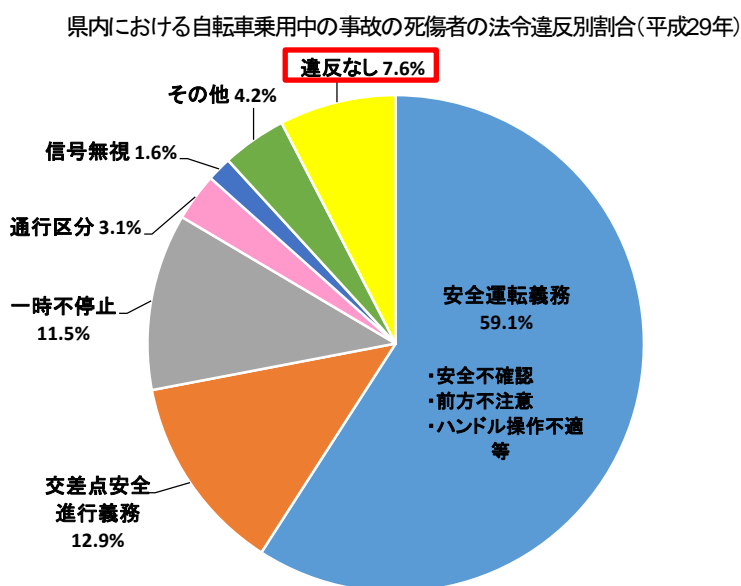
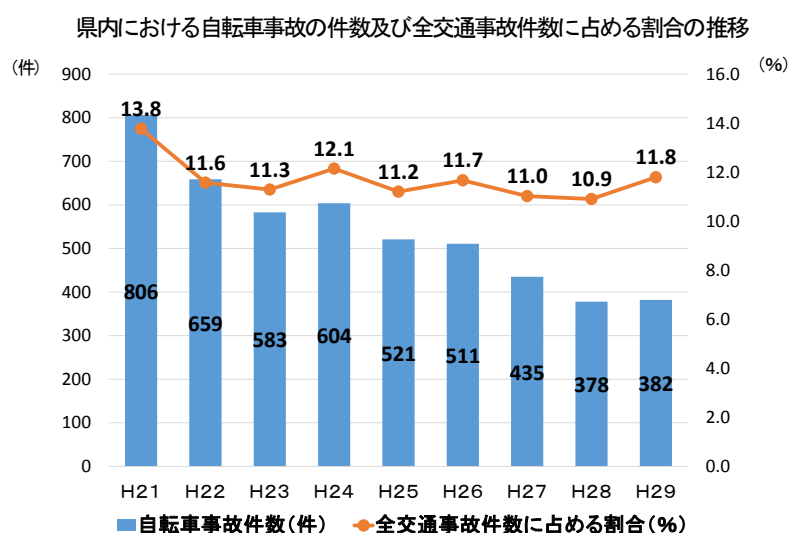


4 立山黒部貫光(株)調べより。

④ 安全・安心

県内における自転車事故の件数は減少傾向にあり、全交通事故件数に占める割合も平成29年には11.8%と、ここ数年は横ばい傾向にあるものの、全国における割合（約20%前後）と比較すると低い状況となっている。しかしながら、平成29年中の自転車乗用中の事故の死傷者のうち、安全不確認などの安全運転義務違反、交差点安全進行義務違反、一時不停止など自転車側に何らかの違反が認められた割合が約9割と高い水準⁵であるなど、自転車利用者の安全意識の醸成が課題となっている。

自転車活用を推進するうえで、自転車利用者の交通安全意識を向上させていくことが必要であり、子どもから高齢者に至るまで、県民向けに安全利用に向けた交通ルールの周知と安全教育を推進するとともに、安全性の高い製品を購入することや、購入後も定期的な点検整備を行うよう啓発することも重要である。



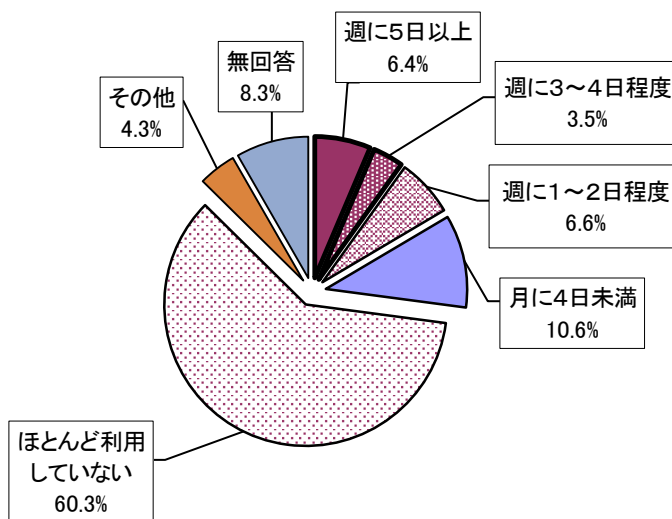
5 「交通事故白書(平成29年版)」(富山県警察本部)より。

【参考】自転車の利用に関する調査結果（平成30年度県政世論調査結果より）

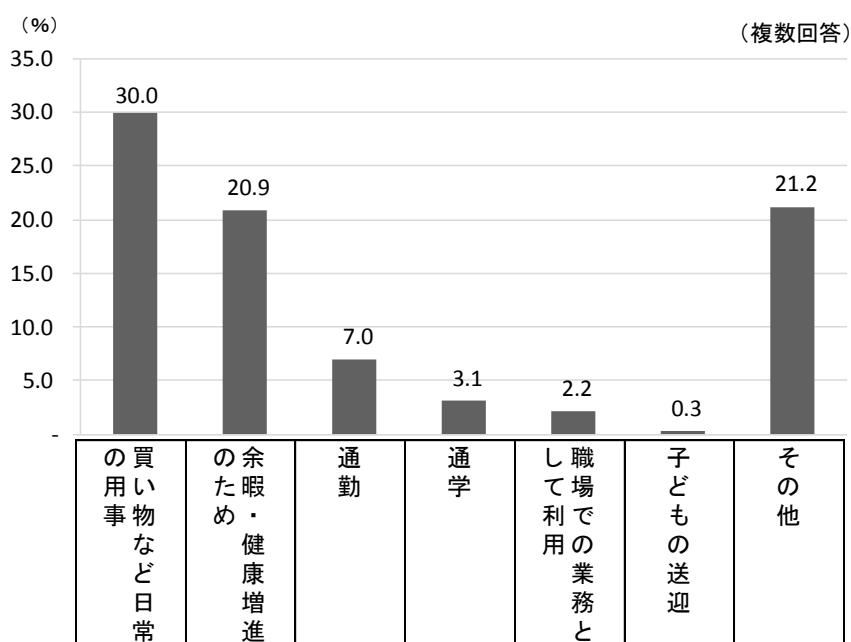
（対象者：県内に居住する満18歳以上の男女2,000人（無作為抽出）
 調査期間：平成30年8月下旬～9月中旬
 調査方法：調査員による留置調査 回収数（率）：1,668（83.4%）

《概要》

- ・自転車を保有している人の割合は全体の約6割。
- ・自転車の利用頻度について、「週に5日以上」、「週に3～4日程度」と回答した人は全体の約1割であり、「ほとんど利用していない」という人が全体の約6割を占めている。また、自転車を保有している人でも、約5割の人が「ほとんど利用していない」と回答している。

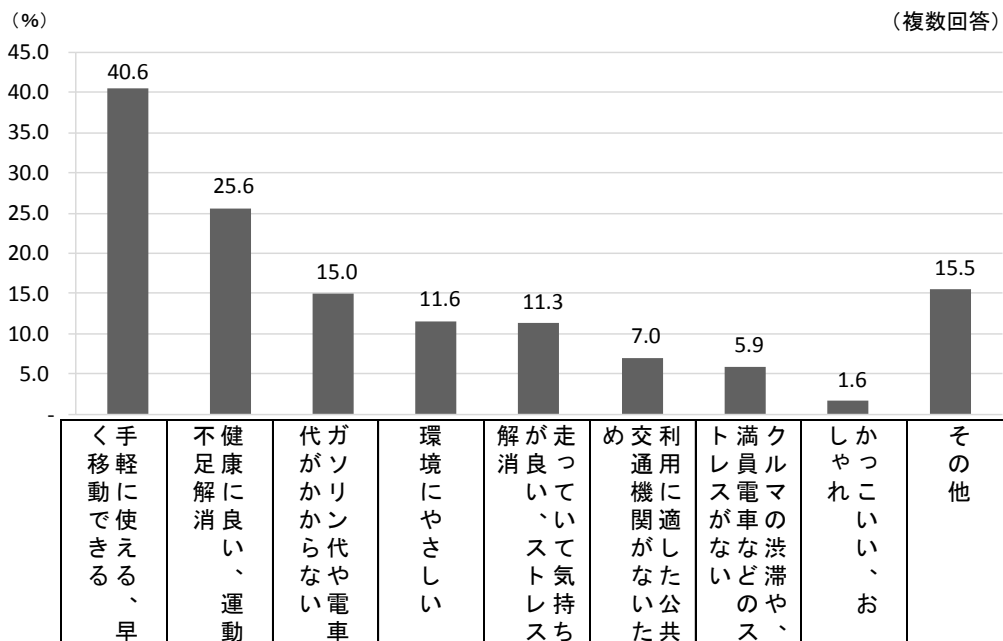


- ・自転車を利用する目的としては、「買い物など日常の用事」や「余暇・健康増進のため」と回答する人の割合が高い。



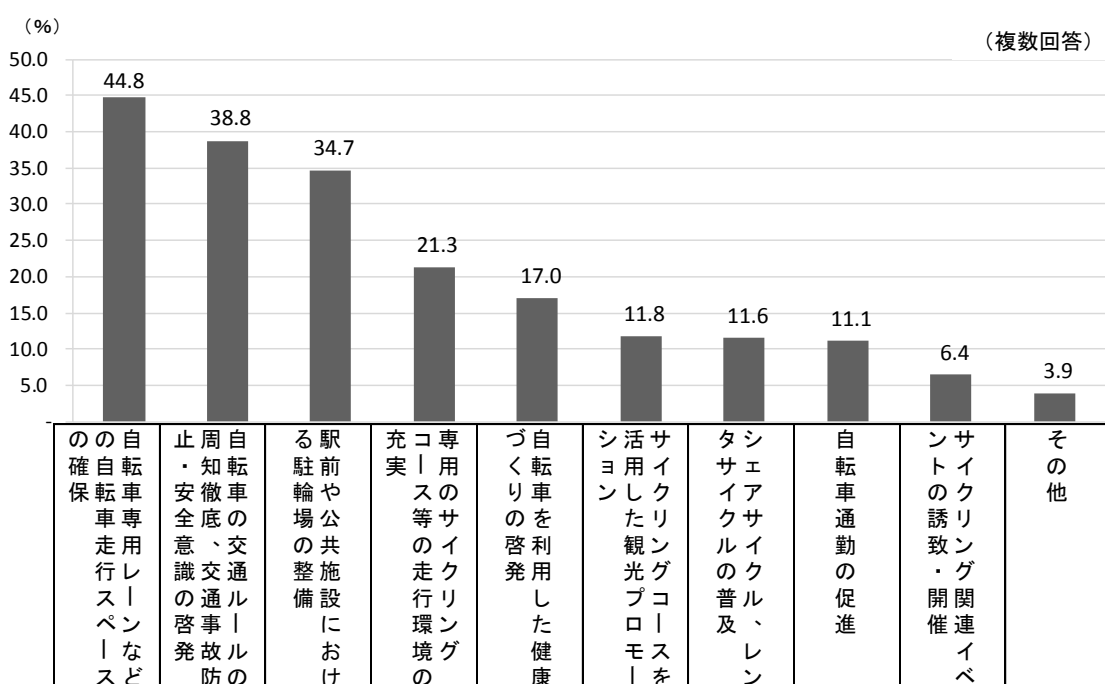
- ・自転車を利用した際に発生した交通事故などによる損害を補償するための保険または共済に加入している人の割合は全体の約2割。

- ・自転車を利用する理由としては、「手軽に使える、早く移動できる」、「健康に良い、運動不足解消」と回答する人の割合が高い。



- ・今後、自転車の活用を推進するために必要な行政の取組みとしては、「自転車走行スペースの確保」、「自転車の交通ルールの周知徹底」、「駅前や公共施設における駐輪場の整備」が高い割合を占めたほか、これらに次いで「専用のサイクリングコース等の走行環境の整備の充実」や「自転車を利用した健康づくりの啓発」を求める回答もあった。

なお、「自転車走行スペースの確保」と「専用のサイクリングコース等の走行環境の整備」の合計が約6割以上となり、自転車で走行するためのハード整備を求める回答の割合が高くなっている。



2 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

法及び条例の基本理念を踏まえつつ、本県の自転車利用を巡る現状と課題に対応するために、以下のとおり4つの目標を設定するとともに、これらの目標達成のために具体的に実施すべき施策について定める。

- 【目標1】 自転車にやさしい都市環境の形成
- 【目標2】 自転車を活かした健康づくりの推進
- 【目標3】 サイクルツーリズムの推進
- 【目標4】 安全で安心な自転車社会の実現

目標1 自転車にやさしい都市環境の形成

徒歩や自転車等のスローな交通を中心としたまちづくりを推進し、交通における自動車への依存を低減させることによって、交通分野の低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図る。このため、安全で快適な自転車利用環境を計画的かつ継続的に創出するとともに、公共交通との連携を強化し、自転車利用を促進する。

<実施すべき施策>

- ① 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備と保全
- ② シェアサイクルやレンタサイクルと公共交通機関との接続強化、自転車の貸出し・返却用ステーションの設置促進等によるシェアサイクル・レンタサイクルの普及促進
- ③ 鉄道事業者等との連携強化による、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進

<指標>

指標名及び指標の説明	現況	目標値 (2026年度)	考え方
<u>自転車の貸出し・返却用ステーションの設置数</u> 県内におけるシェアサイクル、レンタサイクルの貸出し・返却用ステーション数の合計値	61箇所 (2017年度)	80箇所	市街地や観光地周辺、サイクリングコース等における設置を促進し、概ね3割程度の増加を目指す。

駐輪場等が整備されている 駅・バス停数 駐輪場や駐輪スペースを有する 駅やバス停の数の合計値	120 (2017年度)	130以上	地域の駐輪ニーズを踏まえ つつ、年1箇所程度の整備を 目指す。
---	-----------------	-------	---------------------------------------

目標2 自転車を活かした健康づくりの推進

県民の健康寿命の延伸を目指す一環として、自転車の利用促進につながるまちづくりと連携し、日常の身体活動量の増加・底上げを図るとともに、県民の体力向上や余暇の充実に資するよう、サイクルスポーツの裾野を広げ、できるだけ多くの人々がサイクルスポーツを楽しめる機会の創出を図る。

<実施すべき施策>

- ① 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗ることができる環境の創出の促進
- ② 幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興による健康づくりの推進
- ③ 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進

<指標>

指標名及び指標の説明	現況	目標値 (2026年度)	考え方
健康づくりのため自転車を利用する県民の割合 県政世論調査において、自転車を利用する理由として「健康に良い、運動不足解消」のためと回答した県民の割合	25.6% (2018年度)	30%	自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進などに努めることにより、割合の増加を目指す。

目標3 サイクルツーリズムの推進

「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟が認められた富山湾をはじめ、立山連峰や田園地域の美しい景観を楽しめる「富山湾岸サイクリングコース」や「田園サイクリングコース」等を活用した、自転車に乗ることそのものを楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り周辺の観光スポット・食の魅力を満喫するツアーの促進や、サイクリストから評価の高い「富山湾岸サイクリング」の開催や新たなサイクリングイベントの開催等を通じ、観光地域づくりや富山らしい魅力の創出を推進する。

また、富山らしいホスピタリティの提供を目指し、サイクリストの受入環境や自転車の走行環境、サイクリングコース周辺の魅力のブラッシュアップに取り組むことにより、ハード・ソフト両面から国内外にアピールできるサイクリング環境の創出を目指す。

また、地域における自転車の観光活用の気運醸成を図るとともに、主体的な取組みの促進を図る。

<実施すべき施策>

- ① 「富山湾岸サイクリング」などのサイクリングイベントのブラッシュアップ・国内外へのPR強化
- ② 「富山湾岸サイクリングコース」や「田園サイクリングコース」等における受入環境や走行環境のさらなる整備充実、コース周辺の魅力のブラッシュアップと県内外に向けたコースの魅力の発信
- ③ 「富山湾岸サイクリングコース」を本県における先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートとして位置づけ、我が国を代表するナショナルサイクルルート^(※)の指定を目指した取組みの推進
- ④ 地域における自転車の観光活用の取組みの促進

(※) 現在、国において、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートとしてブランド化し国内外へPRを図る「ナショナルサイクルルート」の創設に向けて、インバウンドにも対応した走行環境や、サポート体制等受入れ先として備えるべき要件、情報発信のあり方等について検討が行われている。

<指標>

指標名及び指標の説明	現況	目標値 (2026年度)	考え方
富山湾岸、田園、湾岸・田園 連絡サイクリングコースの 整備延長 県規格のナビゲーターライン、 路面表示により整備された3つ のサイクリングコースの総延長	177km (2017年度)	250km	サイクリングコースを延伸することにより、サイクリング環境のさらなる充実を図る。
富山湾岸サイクリングコース のレンタサイクル利用者 数(延べ数) 富山湾岸サイクリングコース 沿線で自治体等が実施している レンタサイクルの年間利用者数 (延べ数)	3,476人 (2017年度)	8,000人	サイクリング環境の充実を図り、利用者数の倍増を目指す。

目標4 安全で安心な自転車社会の実現

自転車利用者は交通ルールを遵守し、歩行者等への思いやりを持つとともに、歩行者、自転車、自動車が互いの特性や交通ルールを理解し、尊重しあっている安全で安心な交通環境を創出する。

このため、自転車通行空間の整備を促進するほか、自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進等により交通事故の削減を図る。

<実施すべき施策>

- ① 安全な自転車の利用や点検整備を促進するための広報啓発の推進
- ② 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発の推進や自転車利用者に対する指導・取締りの実施
- ③ 学校における交通安全教室の開催等の推進

<指標>

指標名及び指標の説明	現況	目標値 (2026年度)	考え方
自転車事故の発生件数 自転車乗用者が第1当事者または第2当事者の事故件数	290件 (2018年)	290件以下	自転車活用の推進により自転車利用者の増加が見込まれるが、合わせて利用者の交通安全意識の向上を図ることにより、過去30年間の最小値である290件以下を目指す。 <<参考>> ・平成元(1989)年以降の最小値290件(H30(2018))
交通安全について指導している学校の割合 学校安全計画に、各教科等において年間に指導する交通安全に関する内容を位置付け、実践している学校(公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)の割合	99.1% (2015年度)	100%	全ての学校においてさらなる交通安全教育の充実を図る。

3 自転車の活用の推進に関して実施すべき取組み

2に掲げた「自転車の活用の推進に関する施策」を着実に実施するため、計画期間中に実施すべき取組みについては、別紙のとおりとする。

4 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 関係者の連携・協力

本計画に位置付けられた施策の実施にあたっては、市町村や観光・交通関係団体・事業者、自転車・スポーツ・教育関係者等からなる「富山県自転車活用推進会議（仮称）」（以下「推進会議」という。）を設置し、関係者の意見を踏まえつつ、相互に連携を図りながら取り組むものとする。

(2) 計画のフォローアップと見直し

本計画について、必要に応じて推進会議の助言を受けつつ、毎年度当初に、施策の進捗状況等に関するフォローアップを行ったうえで、その結果を公表する。その際、指標を設定した施策については、当該指標を用いつつ取組状況のフォローアップを行う。

その際、「自転車の活用の推進に関する施策」を着実に実施するための個別の取組みについては、効果を検証しつつ、随時、弾力的に見直しを行うものとする。

また、計画期末までに、施策の効果に関する評価を行うとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえて、本計画の見直しを行う。

(3) 広報活動等

本計画に基づく広報啓発を効果的かつ効率的に実施するため、広く県民が参加できるイベントの開催等により自転車の魅力を多面的に訴求する等、自転車の活用について県民の理解と関心を深めるための広報活動を展開する。

(4) 財政上の措置等

県は、施策の実施に必要な財政上の措置等を講じるとともに、市町村や民間団体・事業者等が実施する取組みに対して必要に応じて支援策を講じる。

(別紙)

【目標1 自転車にやさしい都市環境の形成】	
施策	取組み
① 歩行者、自転車及び自動車 が適切に分離された自転車通行 空間の計画的な整備と保全	(1) 自転車利用や自転車事故の多い市街地を中心に、自転車通行空間の整備を推進する。また、自転車通行空間の整備に当たっては、交通状況等を踏まえて適切な区間設定を行い、自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備形態を選定する。
	(2) 様々な利用者の意見を聞きながら、路肩や交差点等の自転車通行空間の安全性・快適性の改善を検討する。
	(3) 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るため、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努める。
	(4) マイカー等から自転車への転換によるCO2削減効果の把握等を踏まえ、自転車利用による様々なメリットを伝えることで、自転車の利用促進に関する広報啓発を実施する。
	(5) 道路管理者と公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設定等、ハードとソフトの両面から生活道路の交通安全対策を実施する。
② シェアサイクルやレンタサイクルと公共交通機関との接続強化、自転車の貸出し・返却用ステーションの設置促進等によるシェアサイクル・レンタサイクルの普及促進	(1) 市町村等が県管理道路・公共用地へのシェアサイクル・レンタサイクルの関連施設の設置を検討している場合に必要な協力を行う。
	(2) 市町村等が鉄道駅等の周辺において行うシェアサイクル・レンタサイクルの関連施設の設置に対して必要な支援を行う。
	(3) シェアサイクル・レンタサイクルの安全性及び快適性の向上を図るため、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。
③ 鉄道事業者等との連携強化による、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進	(1) 市町村等が地域の駐輪ニーズを把握したうえで実施する駅周辺を含めた駐輪場の整備に対して必要な支援を行う。

【目標2 自転車を活かした健康づくりの推進】	
施策	取組み
① 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗ることができる環境の創出の促進	(1) サイクリング、サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、関係者に協力を要請することにより、公道や公園等の有効活用を促進する。
② 幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興による健康づくりの推進	(1) サイクルスポーツイベント・サイクリングイベントについて、より幅広い年齢層が気軽に参加できるよう、内容の充実・多様化を図る。

③ 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進	(1) 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を実施する。
----------------------------	---------------------------------

【目標3 サイクルツーリズムの推進】	
施策	取組み
① 「富山湾岸サイクリング」などのサイクリングイベントのブラッシュアップ・国内外へのPR強化	<p>(1) 「富山湾岸サイクリング」などの既存のサイクリングイベントの内容の充実を図るとともに、新たなサイクリングイベントの開催等を推進する。また、SNS等による効果的な情報発信により、国内外からサイクリストが繰り返し訪れる観光地域づくりを推進する。</p> <p>(2) 県内のサイクリングコースを活用した、自転車に乗ることそのものを楽しむツアー、あるいは自転車で地域を巡り周辺の観光スポットや食の魅力を満喫するツアーの促進により、サイクルツーリズムの推進を図る。</p>
② 「富山湾岸サイクリングコース」や「田園サイクリングコース」等における受入環境や走行環境のさらなる整備充実、コース周辺の魅力のブラッシュアップと県内外に向けたコースの魅力の発信	<p>(1) 自転車専用道路の整備等、県内のサイクリングコースにおける走行環境の整備充実を図る。</p> <p>(2) サイクリングコースの安全性や連続性を確保するため、道路管理者等からなる横断的協議機関において、歩行者と自転車の交錯等の安全性に関する課題等について検討する。</p> <p>(3) 道の駅や民間の飲食店等と連携したサイクルステーション、サイクル・カフェの整備など、サイクリングコース周辺の魅力のブラッシュアップに取り組む。</p> <p>(4) 鉄道駅や空港におけるサイクリスト受入サービスの充実を図る。また、訪日外国人を考慮した受入サービスについても併せて検討する。</p> <p>(5) 鉄道事業者等が実施するサイクルトレイン等をPRするとともに観光面での活用により、サイクリストの受入環境の充実を図る。</p> <p>(6) サイクリストや旅行者のみならず、県民によるサイクリングコースの利用を促進するため、コース環境に加え周辺の魅力も含めたさらなる情報発信に努める。</p>
③ 「富山湾岸サイクリングコース」を本県における先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートとして位置づけ、我が国を代表するナショナルサイクルルートの指定を目指した取組みの推進	<p>(1) 国内外からのサイクリストの来訪を促進するため、現在、国において検討中のナショナルサイクルルートの指定要件に対応した環境整備を推進する。(迷わずに安全に走行できる案内表示・看板、サイクルステーション等における各種サービス等の提供、サイクリングガイドの育成、多言語対応での受入環境整備 等)</p> <p>(2) サイクリングコース周辺の景勝地、立ち寄りスポットを組み合わせた、ニーズに応じた走行距離別の多彩な魅力あるサイクリングルートを設定する。</p>

	(3) 国内外における観光イベントや県HP、各種PR媒体を活用した「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟する富山湾岸の魅力あるサイクリング環境のさらなる発信に努める。
	(4) 官民連携によるサイクリングコース及び周辺の魅力・サービス向上を図る取組みの継続的な検討・実施を推進する。
④ 地域における自転車の観光活用取組みの促進	(1) 県内各地域が主体的に行う、地域固有の文化、自然その他の特性とサイクルツーリズムを融合させた体験型コンテンツの実施等に対して必要な支援を行う。

【目標4 安全で安心な自転車社会の実現】	
施策	取組み
① 安全な自転車の利用や点検整備を促進するための広報啓発の推進	(1) 自転車販売店等関係事業者との連携や、交通安全教室の機会等を活用し、自転車の安全な利用や定期的な自転車の点検整備を促す広報啓発を実施する。
② 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発の推進や自転車利用者に対する指導・取締りの実施	(1) 「自転車安全利用五則」の活用等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルールの周知を図る。
	(2) 全国交通安全運動等様々な機会を活用して、街頭での声掛け、ポスター貼付等の広報啓発に努める。
	(3) 通勤通学時をはじめとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。
	(4) 一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とする自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。
	(5) 自転車利用者及び自転車貸付業者による自転車損害賠償保険等への加入を促進するために必要な情報の提供、普及啓発を行う。
	(6) 交通安全アドバイザーに対する研修会等の実施により、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上を図る。
	(7) イベントにおける自転車の安全利用のための広報を実施するブースの設置や、子供向けの自転車乗り方教室、シミュレーター等を活用した高齢者向けの安全教室を実施する。
	(8) 自動車学校における学科教習・路上教習や運転免許証更新時の講習等の機会を活用し、自動車運転者の自転車への注意喚起を促すなどの安全教育を実施する。

		<p>(9) 自転車に関する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、当該地区において重点的に、自転車利用者の無灯火、信号無視等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。</p>
	<p>③ 学校における交通安全教室の開催等の推進</p>	<p>(1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の学校において、発達段階に応じた交通安全教育が実施されるよう、交通安全教室等を着実に開催し、交通安全の意識啓発を推進する。</p> <p>(2) 交通安全教室の講師が分かりやすい講習会を実施できるように、講師に向けた講習会を実施する。</p>

富山湾岸 & 田園サイクリングコース MAP



富山湾の代表的な景観



富山湾岸サイクリングコース
(氷見市阿尾～越中宮崎駅)
延長約88km

湾岸・田園連絡サイクリングコース

湾岸・田園連絡サイクリングコース
(富山市四方～福居)
延長約18km

田園サイクリングコース
(高岡駅～上市駅)
延長約71km

世界で最も美しい湾クラブ
ユネスコが支援する非政府組織(NGO)
世界遺産のフランス・モンサンミッシェル湾、ベトナム・ロン湾など、世界の選ばれた43湾(25カ国・1地域)が加盟し、湾を活用した観光振興と資源の保全を目的に活動しています。(1997年設立)
富山湾は、2014年10月に加盟しました。
●海王丸パークには、富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟を記念したモニュメントが設置されています。

サイクリングコース沿線の休憩施設

【富山湾岸サイクリングコース】

■ サイクルステーション 施設一覧

施設名・住所	営業時間	受付日	電話番号	トイレ	シャower	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車
1 富山湾岸文化交流センターのA番駐輪場	9:00～19:00	受付あり	0756-749118	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 道の駅 富山湾	9:00～19:00	受付あり	0756-233941	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 富山湾サイクリングコース 新巻 Sazzan	9:00～21:00	受付あり	0756-202010	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 富山湾文化センター	9:00～17:00	受付あり	0756-233941	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 富山湾文化センター	9:00～19:00	受付あり	0756-244001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 富山湾文化センター	9:00～19:00	受付あり	0756-233941	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※○印のサイクルステーションでは、スターナビ(ナビ)やスマートフォン(スマホ)のレンタルサイクルも提供しています。

■ サイクル・カフェ 認定店舗一覧

施設名・住所	営業時間	受付日	電話番号	トイレ	シャower	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	
1 シーサイドハウス ボルカノ	11:00～17:00	受付あり	0756-233911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 道の駅 富山湾	9:00～19:00	受付あり	0756-233941	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 B-CUBE	11:00～17:00	受付あり	0756-233911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 ジュニール	11:00～19:00	受付あり	0756-233911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 カフェ 海	9:00～19:00	受付あり	0756-233911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 パナマレストラン 光野	11:00～21:00	受付あり	0756-233911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 カフェ 海	11:00～19:00	受付あり	0756-233911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 ジュニール	11:00～19:00	受付あり	0756-233911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 オイラリア	11:00～19:00	受付あり	0756-233911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 オイラリア	11:00～19:00	受付あり	0756-233911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 富山湾文化センター	9:00～17:00	受付あり	0756-233941	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 カフェ 海	11:00～19:00	受付あり	0756-233911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 カフェ 海	11:00～19:00	受付あり	0756-233911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 カフェ 海	11:00～19:00	受付あり	0756-233911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【田園サイクリングコース】

■ サイクル・カフェ 認定店舗一覧

施設名・住所	営業時間	受付日	電話番号	トイレ	シャower	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	
1 つるの壺	9:00～19:00	受付あり	0756-233911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 グリーンパーク 富山	9:00～19:00	受付あり	0756-233911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 富山湾文化センター	9:00～19:00	受付あり	0756-233941	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 富山湾文化センター	9:00～19:00	受付あり	0756-233941	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 富山湾文化センター	9:00～19:00	受付あり	0756-233941	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【湾岸・田園連絡サイクリングコース】

■ サイクルステーション 施設一覧

施設名・住所	営業時間	受付日	電話番号	トイレ	シャower	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	
1 富山湾文化センター	9:00～19:00	受付あり	0756-233941	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

■ サイクル・カフェ 認定店舗一覧

施設名・住所	営業時間	受付日	電話番号	トイレ	シャower	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	自転車	
1 カフェ 海	11:00～19:00	受付あり	0756-233911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



富山県におけるモデルルート「富山湾岸サイクリングコース」

延長 約88km ⇒ 102kmに延伸

- ・2014(平成26)年10月に「世界で最も美しい湾クラブ」の加盟が認められた「富山湾」の美しい景観を楽しむことができる湾岸7市2町を横断する「富山湾岸サイクリングコース」を整備(2015(平成27)年4月開設)
- ・官民が一体となり、本コースを活用したサイクリングイベントを開催するとともに、コースにおける利用環境向上の取組みを継続的に推進



氷見市阿尾
～石川県境
L=10.5km
現在工事中

ヒスイテラス
朝日町宮崎
～新潟県境
L=3.5km
現在工事中



- ＜凡例＞
- 富山湾岸サイクリングコース
 - 自転車専用道路
 - 整備済区間
 - サイクルステーション
 - H30取組区間

快適で安全安心にサイクリングができる環境の整備

①ナビゲーターラインによるルート案内(10m間隔)

②目的地距離標(5km毎)

③コース分岐点誘導標識

④全体コース案内看板(6箇所)

・主要な休憩施設などに設置(多言語表示(日本語、英語、繁体字中国語))

案内看板イメージ

整備イメージ

曲がり角で誘導する路面表示

3m 7m 3m 7m 3m 7m 3m

両面設置

富山湾岸サイクリングコース

サイクルツーリズム推進のための取組み

⑤サイクルステーション(7箇所)、サイクルカフェ(12箇所)の整備

・コース沿線の道の駅、飲食店等を活用した休憩施設(バイクラック、修理工具の貸出し等のサービス提供)の整備

⑥情報発信(ホームページ、とやまサイクリングマップ(多言語(日本語、英語、繁体字中国語)で作成)の配布等)

とやまサイクリングマップ

⑦「富山湾岸サイクリング」の開催

・コースを活用した官民連携によるサイクリングイベント

・2015(H27)年から毎年開催し、年々参加者が増加(2018(H30)年の参加者:1,425名)

(左) サイクルステーション看板 (右) サイクルカフェ看板

「富山県自転車活用推進計画」の概要



1 総論

(1) 目的と位置付け

自転車活用推進法第10条及び「富山県自転車活用推進条例」第7条に基づき策定する本県の自転車活用の推進に関する基本計画

(2) 計画区域

富山県全域

(3) 計画期間

2019年度から2026年度
(新総合計画の目標年次)まで

(4) 自転車を巡る現状及び課題

- ① 都市環境 …短中距離の自家用車利用を自転車利用へ転換するための環境整備
- ② 健康増進 …手軽に運動できるツールである自転車の利用促進のための環境づくり
- ③ 観光振興 …サイクルツーリズムの推進を通じた本県の観光地としての魅力の創出
- ④ 安全・安心 …自転車事故の発生防止に向けた県民の交通安全意識の醸成

2 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

【目標1】自転車にやさしい都市環境の形成

安全で快適な自転車利用環境の計画的な創出や公共交通との連携の強化

<実施すべき施策>

- ① 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備と保全
- ② シェアサイクル・レンタサイクルの普及促進
- ③ 鉄道事業者等との連携強化による地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進

【指標】自転車の貸出し・返却用ステーションの設置数

〔現況〕 61箇所(2017年度) → 〔目標値〕 80箇所(2026年度)

【指標】駐輪場等が整備されている駅・バス停数

〔現況〕 120(2017年度) → 〔目標値〕 130以上(2026年度)



【目標2】自転車を活かした健康づくりの推進

健康寿命の延伸を目指し、多くの県民がサイクリススポーツを楽しめる機会を創出

<実施すべき施策>

- ① 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗ることができる環境の創出
- ② 幅広い年齢層におけるサイクリススポーツの振興による健康づくりの推進
- ③ 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進

【指標】健康づくりのため自転車を利用する県民の割合

〔現況〕 25.6%(2018年度) → 〔目標値〕 30%(2026年度)



【目標3】サイクルツーリズムの推進

サイクリングコースを活用したイベント・ツアーの充実等により魅力ある観光地域づくりを推進

<実施すべき施策>

- ① サイクリングイベントのブラッシュアップ・国内外へのPR強化
- ② 受入環境・走行環境の整備充実、コース周辺の魅力の磨き上げと発信
- ③ 「富山湾岸サイクリングコース」について、我が国を代表するナショナルサイクルルートの指定を目指した取組みの推進
- ④ 地域における自転車の観光活用の取組みの促進

【指標】富山湾岸、田園、湾岸・田園連絡サイクリングコースの整備延長
〔現況〕 177km(2017年度) → 〔目標値〕 250km(2026年度)

【指標】富山湾岸サイクリングコースのレンタサイクル利用者数
〔現況〕 3,476人(2017年度) → 〔目標値〕 8,000人(2026年度)



【目標4】安全で安心な自転車社会の実現

自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進により自転車事故を削減

<実施すべき施策>

- ① 安全な自転車の利用や点検整備を促進する広報啓発の推進
- ② 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発の推進、自転車利用者に対する指導等の実施
- ③ 学校における交通安全教室の開催等の推進

【指標】自転車事故の発生件数

〔現況〕 290件(2018年) → 〔目標値〕 290件以下(2026年)

【指標】交通安全について指導している学校の割合

〔現況〕 99.1%(2015年度) → 〔目標値〕 100%(2025年度)



3 自転車の活用の推進に関して実施すべき取組み

上記の施策を着実に実施するため、計画期間中に県が実施すべき取組みを一覧表に整理

4 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- (1) 関係者の連携・協力 …「富山県自転車活用推進会議(仮称)」を設置し、関係者の連携協力のもと施策を推進
- (2) 計画のフォローアップと見直し …施策の進捗状況に関するフォローアップ、計画内容の弾力的な見直し
- (3) 広報活動等 …一般参加型イベントの開催等、県民の自転車活用への理解と関心を深める広報活動の展開
- (4) 財政上の措置等 …県の施策の実施に必要な財政措置、市町村等が実施する自転車活用の取組みへの支援

資料5

県内における自転車活用に関する取組み状況

サイクルツーリズムの推進	・ ・ ・ ・ ・ p. 1
自転車にやさしい都市環境の形成	・ ・ ・ p. 3
自転車を活かした健康づくりの推進	・ ・ p. 4
安全で安心な自転車社会の実現	・ ・ ・ p. 5

サイクルツーリズムの推進

サイクリング関連イベントの開催

<主なサイクリングイベント>

○富山湾岸サイクリング

- 2015年 2コース (新湊⇄朝日 152km, 新湊⇄氷見 45km) 627人参加
- 2016年 4コース (氷見⇄朝日 169km, 氷見⇄黒部 126km, 氷見⇄滑川 90km, 氷見⇄新湊 38km) 959人参加
- 2017年 4コース (魚津⇄朝日⇄氷見⇄魚津 185km, 氷見⇄黒部 124km, 魚津⇄朝日 67km, 魚津⇄入善 49km) 1,269人参加
- 2018年 4コース (氷見⇄朝日 180km, 氷見⇄魚津 120km, 氷見⇄富山 80km, 氷見⇄射水 40km) 1,425人参加



富山湾岸サイクリング



ぐるっと!にいかわサイクリング2018チラシ
【出典: (一社)富山湾・黒部峡谷・越中
にいかわ観光協議会ホームページ】

○ぐるっと!にいかわサイクリング2018

スマホとMAPでスタンプラリー

MAP完成記念イベント: 9/15 開催
スタンプラリー: 9/16~10/21 開催

○県民スポーツレクリエーション祭サイクリング

6/3 開催

○ネオセンチュリーラン in とやま (春・秋)

春: 5/13, 秋: 10/14 開催

○中部日本サイクリング大会

H30は富山県で9/29~30に開催

○グランfond富山

5/27 開催。キャッチフレーズが「海拔ゼロメートルの富山湾から世界遺産・五箇山へ」

サイクリングコースを活かした観光プロモーション

○台湾旅行会社等を招へいたサイクリングツアー

「富山湾岸サイクリング2018」への参加を組み込んだツアーを実施し、今後の旅行商品の造成を促進する

H30. 4. 27~30開催
台湾の旅行会社3社が参加



○首都圏大学生・サイクリストプロガーサイクリングモニターツアー

首都圏大学生、サイクリストプロガーを対象としたモニターツアーを実施し、参加者にSNSやブログ等で発信してもらい、自転車愛好家の誘客につなげる

【大学生ツアー】
H30. 9. 8~9開催、11名参加
【プロガーツアー】
H30. 10月下旬開催予定

○欧米系インバウンドメディア等サイクリングツアー

欧米系のインバウンドメディアやプロガーを招へいし、県内サイクリング環境や観光地の魅力を体感するツアーを実施し、各媒体で発信してもらい、欧米系外国人の誘客につなげる

H30. 10月下旬開催予定

サイクリストの受入れ環境や走行環境の整備

○サイクリングコースの整備

- ◇富山湾岸サイクリングコース (約88km) H27. 4開設
 - ◇田園サイクリングコース (約71km) H28. 4開設
 - ◇湾岸・田園連絡サイクリングコース (約18km) H29. 4開設
- 【主な整備内容】
- ・ナビゲーターラインによるルート案内
 - ・目的地距離標 (湾岸コース)
 - ・コース分岐点誘導標識 (湾岸コース) 現在5箇所設置
 - ・コース全体案内看板の設置 (湾岸コース)
 - ・海岸沿いの新たなコースの整備 (湾岸コース)



分岐点誘導標識



目的地距離標



ナビゲーターライン



全体案内看板

○サイクルステーションの整備

- ・湾岸サイクリングコース: 7施設

(氷見市漁業文化交流センター・ひみ番屋街、道の駅雨晴、海竜スポーツランド・海の駅新湊 Sazan、岩瀬カナル会館、海の駅蟹気楼、魚の駅生地、ヒスイテラス)

【サービス内容】
トイレ・飲料の提供、修理工具の貸出し、レンタサイクル等



サイクルステーション
(富山きときと空港と総合体育センターの連絡通路内)

- ・湾岸・田園連絡サイクリングコース: 1施設
(富山県総合体育センター 富山きときと空港隣接)

○サイクル・カフェの認定

- ・湾岸サイクリングコース: 12店舗
- ・田園サイクリングコース: 4店舗
- ・湾岸・田園連絡サイクリングコース: 1店舗

【サービス内容】
トイレ・飲料の提供、修理工具の貸出し



サイクルカフェ

○「とやまサイクリングMAP」の改訂

○「にいかわサイクリングMAP」の作成

○サイクルトレイン(サイクル電車)の運行

- ・富山地方鉄道
土・日・祝日において、鉄道全線で自転車の持込み(積込み乗車)が可能
- ・あいの風とやま鉄道
あいの風とやまサイクルトレイン(入善~滑川)を開催 (H30. 10. 20)

サイクル電車のご案内

土曜日・日曜日及び祝日のみ 鉄道全線で利用できます
鉄道の駅員より以下の注意事項に準じて、安全・快適にご利用ください
・駅内の駅員より、自転車の持込みを依頼する場合があります
・お持ち帰り用として自転車の持ち込みはできません
・駅舎内は、自転車の持ち込みスペースは限られています
・駅内では自転車の持ち込みができません
・自転車の安全確保はお客様自身で行ってください

【出典: 富山地方鉄道(株)ホームページ】



【出典: あいの風とやま鉄道(株)ホームページ】

富山湾岸 & 田園サイクリングコース MAP

富山湾の代表的な景観



① 海越しの立山連峰 (雨晴海岸)
 ② 夕日が沈む海岸 (清川)
 ③ 古志の松原 (若瀬～浜前崎)
 ④ 帆船海王丸と新海大船 (海王丸パーク)
 ⑤ ヒスイ海岸 (宮崎・境海岸)

富山湾岸サイクリングコース



サイクリングコース沿線の休憩施設

【富山湾岸サイクリングコース】

● サイクステーション 施設一覧

施設名/住所	営業時間	定休日	電話番号	レンタサイクル	お茶	軽食	トイレ	シャワー	その他
1 水見市漁業文化交流センター	9:00-19:00	水曜	0756-74-9919	○	○	○	○	○	水見市漁業文化交流センター
2 海越しの立山連峰 (雨晴海岸)	9:00-19:00	水曜	0756-43-4981	○	○	○	○	○	雨晴海岸
3 海越しの立山連峰 (雨晴海岸)	9:00-21:00	水曜	0756-49-4210	○	○	○	○	○	雨晴海岸
4 海越しの立山連峰 (雨晴海岸)	9:00-17:00	水曜	0756-43-4981	○	○	○	○	○	雨晴海岸
5 海越しの立山連峰 (雨晴海岸)	9:00-19:00	水曜	0756-43-4981	○	○	○	○	○	雨晴海岸
6 海越しの立山連峰 (雨晴海岸)	9:00-19:00	水曜	0756-57-0182	○	○	○	○	○	雨晴海岸

● サイクル・カフェ 認定店舗一覧

施設名/住所	営業時間	定休日	電話番号	レンタサイクル	お茶	軽食	トイレ	シャワー	その他
1 シーサイドハウス ポルカノ	11:00-17:00	水曜	0756-41-0770	○	○	○	○	○	シーサイドハウス
2 水見市漁業文化交流センター	9:00-20:00	水曜	0756-44-4544	○	○	○	○	○	水見市漁業文化交流センター
3 B-CUBE	11:00-17:00	水曜	0756-43-2754	○	○	○	○	○	B-CUBE
4 チュイール	11:00-18:00	水曜	0756-44-3833	○	○	○	○	○	チュイール
5 ホテル古志	6:00-21:00	水曜	0756-47-9111	○	○	○	○	○	ホテル古志
6 パノラマレストラン 光影	11:00-21:00	水曜	0756-47-1375	○	○	○	○	○	パノラマレストラン
7 カフェ海辺の生活	11:00-19:00	水曜	0756-47-1802	○	○	○	○	○	カフェ海辺の生活
8 ダイニングバー マルミットアンサン	11:30-14:30	水曜	0756-47-2584	○	○	○	○	○	ダイニングバー
9 イタリア食堂 デルフィーノ	11:30-14:30	水曜	0756-21-9700	○	○	○	○	○	イタリア食堂
10 じゃぶじゃぶ	11:00-18:00	水曜	0756-43-3000	○	○	○	○	○	じゃぶじゃぶ
11 お食事処 朝	10:00-18:00	水曜	0756-42-4707	○	○	○	○	○	お食事処

【田園サイクリングコース】

● サイクル・カフェ 認定店舗一覧

施設名/住所	営業時間	定休日	電話番号	レンタサイクル	お茶	軽食	トイレ	シャワー	その他
1 つるむすび	10:00-18:00	水曜	0756-47-4333	○	○	○	○	○	つるむすび
2 グリーンパーク交流館 (朝霧カモメ)	11:00-18:00	水曜	0756-43-3833	○	○	○	○	○	グリーンパーク
3 豊田町民会館 (朝霧カモメ)	10:00-17:00	水曜	0756-43-1384	○	○	○	○	○	豊田町民会館
4 じゃぶじゃぶ	11:00-21:00	水曜	0756-21-9700	○	○	○	○	○	じゃぶじゃぶ

【海岸・田園連絡サイクリングコース】

● サイクステーション 施設一覧

施設名/住所	営業時間	定休日	電話番号	レンタサイクル	お茶	軽食	トイレ	シャワー	その他
1 富山県総合体育センター	9:00-21:00	水曜	0756-43-4833	○	○	○	○	○	富山県総合体育センター

● サイクル・カフェ 認定店舗一覧

施設名/住所	営業時間	定休日	電話番号	レンタサイクル	お茶	軽食	トイレ	シャワー	その他
1 カフェ北	10:00-17:30	水曜	0756-41-2857	○	○	○	○	○	カフェ北

※提供サービスの詳細については、各施設・店舗にお問い合わせください。

休憩スポットも充実!

サイクルステーション
 沿線の道の駅等の公共施設で、レンタサイクルやサイクリスト向けの各種サービスを提供しています。
 (施設等の詳細は、上の一覧表をご覧ください。)

サイクル・カフェ
 沿線の喫茶店やレストランで、サイクリスト向けの各種サービスを提供しています。
 (店舗等の詳細は、上の一覧表をご覧ください。)

この看板が目印!



◎ 瑞龍寺 (高岡市)

世界で最も美しい湾クラブ
 ユネスコが支援する非政府組織(NGO)
 世界遺産のフランス・モンサンミッシェル湾、ベトナム・ハロン湾など、世界の選ばれた43湾(25カ国1地域)が加盟し、湾を活用した観光振興と資源の保全を目的に活動しています。(1997年設立)
 富山湾は、2014年10月に加盟しました。
 ●海王丸パークには、富山湾「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟を記念したモニュメントが設置されています。

富山湾岸サイクリングコース 88km 所要時間 6時間
 阿尾尾港 → 雨晴海岸 → 新清 → 若瀬 → ほたるいかミュージアム → しんきろうロード → 生地 → 入善 → あいの風とやま鉄道 越中宮崎駅

田園サイクリングコース 71km 所要時間 5時間
 大岩山日石寺や八尾の街並み、国宝瑞龍寺など、富山県の歴史と文化を感じながら田園風景の中を走るコース。絶景をはじめとした、迫力ある山々の景色も楽しめます。

海岸・田園連絡サイクリングコース 18km
 海岸と田園を結ぶコース。コース上にある富山きときと空港では、寿司などの富山グルメや展望デッキからの爽快な360度のパノラマが楽しめます。

田園サイクリングコース 富山きときと空港 → 富岩運河環水公園 → 富山湾岸サイクリングコース

整備されたサイクリングコースです!

ナビゲーターラインによるルート案内
 ルート上に一定間隔で青いラインを引き、サイクリングコースの目印としています。分岐点では、進行方向を指す矢印マークをライン上に表示しています。

目的地距離標 (富山湾岸サイクリングコース)
 おおよそ5kmごとに目的地までの距離を表示したポールを設置し、完了までの目安としています。

コース全体案内看板 (富山湾岸サイクリングコース)
 サイクステーションには、コース全体を表示した案内看板を設置しています。

自転車にやさしい都市環境の形成

自転車通行空間の計画的な整備推進

○富山市中心部の県道における自転車走行空間の整備

- ・富山市自転車利用環境整備計画に基づき、自転車歩行者道内への自転車マークの路面貼付や、区画線設置による自転車走行空間の明示を実施
- ・自転車レーンの設置
県道富山港線の「富山市東田地方～北新町」区間で設置

自転車歩行者道内への
自転車マークの貼付
(富山市神通本町地内)



自転車レーン【出典：富山県警察ホームページ】



シェアサイクルの普及促進

○シェアサイクル、レンタサイクルの取組み

県内各地において、自転車シェアリング事業の貸出拠点（ステーション）の整備やレンタサイクル事業に対する補助を実施

- 〔例〕 富山市「自転車市民共同利用システム（アヴィレ）」…貸出しステーション23箇所 ← 環水公園東、富山大学前など
- 魚津市「ミラージュサイクルみらくる」…貸出しステーション5箇所 ← 魚津駅前観光案内所、魚津水族館など
- 黒部市「名水の里レンタサイクル」…貸出しステーション3箇所 ← 黒部市コミュニティセンター、村椿公民館、吉田科学館
- 射水市レンタサイクル…貸出しステーション2箇所 ← 川の駅新湊、海王丸パーク
- 南砺市「なんチャリ」…貸出しステーション4箇所 ← いのち木彫りの里創遊館、桜ヶ池クアガーデンなど
- 上市町「コグッチャ」…貸出しステーション1箇所 ← 上市町観光協会(上市駅前)



富山市「アヴィレ」



射水市レンタサイクル

地域ニーズに応じた駐輪場の整備推進

○パークアンドライド推進に関する補助

市町村又は交通事業者等が実施するパークアンドライド（自転車含む）のための駐車場の整備事業又はパークアンドライドの普及啓発事業に対し、県補助金を交付



富山地铁田添駅駐輪場(立山町)
(平成27年度県補助事業)



赤田バス停駐輪場(富山市)
(平成29年度県補助事業)

○駐輪場の整備

県内自治体では、交通結節点の機能強化やまちなかの回遊性を目的に、駅周辺や中心市街地に駐輪場の整備を実施
(都市再生整備計画事業)



中心市街地駐輪場整備(富山市)
(平成28年度都市再生整備計画事業)

○県内各駅における駐輪場・駐輪スペースの設置状況

- ・あいの風とやま鉄道
全駅（20駅）に駐輪場・駐輪スペースあり
- ・JR城端・氷見線
18駅／21駅で設置済
- ・JR高山線
9駅／10駅で設置済
- ・富山地方鉄道鉄道線
59駅／66駅に駐輪場・駐輪スペースあり



あいの風とやま鉄道首留町駅周辺駐輪場整備(高岡市)
(平成25年度都市再生整備計画事業)



JR氷見線氷見駅周辺駐輪場整備(氷見市)
(平成27年度都市再生整備計画事業)

自転車を活かした健康づくりの推進

サイクルスポーツを楽しめる機会の創出、公園等の有効活用の促進

○富山県スポーツフェスタの開催

スポーツ人口の拡大、運動習慣の定着化等を目的として、子どもから高齢者、トップアスリートからスポーツ・レクリエーション愛好家までの幅広い層を対象として開催する総合的なスポーツ大会。

このうち、県民体育大会において、自転車競技を以下の部門別に実施。

H30は7/15に開催

県代表を決定する大会

【1部(チャンピオン部門)】

成年男子
少年男子
女子

地域代表による
都市対抗戦

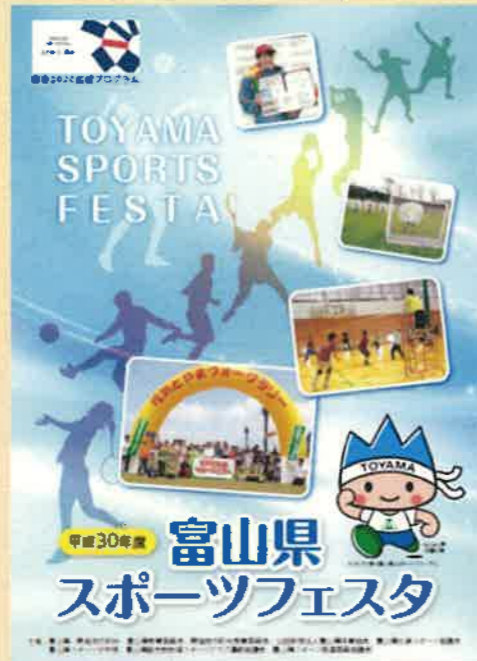
【2部(地域対抗部門)】

一般男子
一般男子50歳以上

【3部(交流部門)】

一般女子
その他
中学男子

交流大会及び
健康体カズリ



○公園内レンタサイクルの実施

県民公園太閤山ランド、クロスランドおやべ、いこいの村磯波風等において、シティサイクルやマウンテンバイク、電動アシスト自転車やタンDEM自転車、変わり種自転車(おもしろ自転車)などのレンタルを実施



太閤山ランドにおけるレンタサイクル

【クロスランドおやべのおもしろ自転車(主なもの)】

- ・6人乗りのタンDEMファミリー
- ・ソトカーをあしらった大人用2人乗り
- ・ネコをデザインした子ども用2人乗りのにゃんこツイン

クロスランドおやべにおけるレンタサイクル
【出典:クロスランドおやべホームページ】



○タンDEM自転車の公道走行

県内の公道においては、タンDEM自転車(2人用)を走行することが可能(平成28年4月~)。

富山県内でタンDEM自転車(2人用)の公道走行が可能になります。

- 富山県道交通法施行規則(軽車両の乗車の制限)の一部改正
(平成28年4月1日 施行予定)

タンDEM自転車とは

- タンDEM自転車とは、複数の乗車位置(シート)と駆動装置(ペダル)を共通し、複数人が前後に並んで乗り、同時に駆動することができる自転車です。
- 今回の一部改正で、県内の公道で走ることができるようにもタンDEM自転車は、2人用としての構造を有し、かつ、ペダル位置が並列に設けられた自転車になります。
※ よって、3人以上の構造のものは、対象外です!



タンDEM自転車の特徴は?

- ・ 2人が一緒に進むことができるとは自転車ですので、2人が協力しなければなりません。
- ・ 普通自転車と交差の恐れがあります。**(遅キック)**
- ・ 一般的な自転車は通行で走っても、タンDEM自転車は通行できない場合があります。
- ・ 車体が長いので、小回りが効きにくいという特徴があります。
- ・ 小回りが効きにくいので、とっさの状況への対応が難しくなります。
- ・ 2人乗りの自転車に比べ、2人だと動力が2倍になり、速度が出やすくなります。

「富山県内でタンDEM自転車(2人用)の公道走行が可能になります。」
【出典:富山県警察ホームページ】

自転車を利用した健康づくりの啓発推進

○県ホームページでの啓発

「働く世代の健康栄養情報」において、運動が苦手な人、忙しくて運動ができない人向けの「生活活動を増やすヒント」の1例として、「自転車や徒歩での通勤」を掲載

「働く世代の健康栄養情報」
(県健康課ホームページ)

生活活動を増やすヒント

運動で生活習慣病を予防しましょう。
運動が苦手な人、忙しくて運動ができない人は生活活動をUPさせましょう。

<p>自転車や徒歩で通勤してみる</p>	<p>できるだけ階段を使用</p>	<p>電車やバスでは座らずに立つ</p>
<p>休憩中、軽い体操をする</p>	<p>キビキビと掃除や洗濯をする</p>	<p>休日は子どもと外で遊ぶ</p>

日常生活のあらゆるシーンで積極的に体を動かしましょう。

ちょっと工夫して活動量アップ!

健康づくりのための身体活動指針(7977)が(作)厚生労働省を改編

○県内各地におけるサイクリング関連イベントの開催(再掲)

【主なもの】

・富山湾岸サイクリング

「富山湾岸サイクリング2018」ではグルメや観光を楽しみながらゆっくりと走る初心者・ファミリー向けコース(40km)を設定

【参加資格】小学2年生以上で、コースを完走できる方(ただし、小学生は保護者または引率者の同伴が必要)

<ファミリーコース概要>
比美乃江公園→高岡市万葉歴史館→伏木北前船資料館→六渡寺海岸公園→海王丸パーク→伏木コミュニティセンター→柳田布尾山古墳→十二町湯水郷公園→氷見市漁業文化交流センター

・富山県民スポーツ・レクリエーション祭

平成30年度(第27回)は、黒部市役所~なないろKAN(朝日町)を往復する一般コース(約45km)と健脚コース(約72km)を設定

【参加資格】自己の責任においてサイクリングができる人(ただし、小学生の参加は4年生以上で保護者の同伴が必要)

安全で安心な自転車社会の実現

自転車の点検整備の促進 に向けた広報啓発

○県消費生活センターホームページでの広報啓発

「くらしの安心情報」において、自転車の事故事例について紹介するとともに、点検・整備の必要性等を啓発

学校における交通安全 教育の推進

○児童生徒の保護者に対する交通安全啓発

生徒指導に係る保護者向け啓発資料の中で、自転車を使用する時のヘルメット着用や交通ルール遵守等について注意喚起

○各学校に対する交通事故防止の啓発

各学期始めや長期休業前、重大事故発生時において、各学校に生徒指導に関する通知を發出し、交通事故防止を呼びかけ

○交通安全指導（平成28年度実績）

- ・小・中学校生徒指導（交通安全）研修会（年1回）
交通指導の現状把握と事例発表、交通安全指導の時間のとり方等について協議
- ・高等学校交通安全指導担当者研修会（年1回）
各学校における交通安全指導の体制と取り組みについて協議
- ・交通安全に関する学警連絡会議（年4回）
特に自転車等の事故防止のための交通安全指導の充実と交通道德の育成について協議
- ・交通安全教室の開催
開催校：小188校、中76校、高46校（私立含む）
指導内容：交通安全意識の高揚、交通安全マナーの向上、法令の習熟、自転車・二輪車の実技指導



自転車シミュレータを使用した交通安全教室
【出典：高岡工業高校ホームページ】

交通安全意識の向上に に向けた広報啓発

○県交通安全推進計画の推進項目として位置付け

自転車安全利用5則を活用した交通ルールの周知や自転車及び道路環境の点検整備を重点として、自転車安全利用の推進を呼びかけ

○各季の交通安全運動における啓発

交通安全運動の実施要綱に、自転車安全利用5則や通行方法のイラスト等を掲載

○指導警告票、自転車安全指導カードの交付

危険な交通行動をした自転車乗用者に対して、その場で同行為の危険性を指導し、カードを交付

○サイクル安全リーダー

中学・高校の生徒代表がサイクル安全リーダーとして、学校周辺道路における交通安全呼びかけ活動など、自主的な活動を通じて自転車事故の防止と交通マナーの向上を図る（平成19年6月～）

○自転車交通安全教室修了証の交付（小学生）

自転車の乗用が本格化する小学校中・高学年を対象に、自転車の実技指導のほか法令講習、確認テストを導入した交通安全教室を実施し、受講した児童に修了証を交付

○交通安全アドバイザー研修会における啓発

交通安全アドバイザー（県下700名）に対する研修会において、自転車事故事例を紹介し、街頭での高齢者へのアドバイスに活用

○運転免許返納者等交通安全教室における啓発

運転免許返納者や返納を考えている高齢者を対象として、自動車学校で開催する交通安全教室において、免許証返納後に使用することとなる自転車等利用時の基本的事項や留意点を講義

○交通安全自転車大会（小学生、高齢者）の開催

自転車競技を通じて自転車の安全走行に関する知識・技能を身につけてもらい、その習慣化を図ることを目的として開催
【H30県大会開催日】小学生部門：7/8、高齢者部門：10/4

○交通安全教室における自転車シミュレーターの貸出し



【出典：交通事故白書(富山県警察本部)】

自転車利用時の注意点

【自転車が行き可能な道路について】
自転車などの車両が走行できる道路等は、道路の左側部分に設けられた路肩等に限定されています。
※歩道とは、道路に設けられていない、歩行者が利用している道路を指し、歩行者専用道路に設けられた歩道の部分を指します。

（一般の道路等） （駐停車禁止道路等） （歩行者専用道路等）

（自転車安全利用5則）
① 自転車は、車道が狭い、歩道は例外、歩道が通行できるのは「歩道通行可」の標識がある場合
② 1歳未満の子供も、20歳以上の高齢者、身体的に不健康な人が乗る場合
③ 飲酒やむねがましい行為
④ 道路工事や掘削した道路等のため歩道の左側を通行できない
⑤ 自転車の通行が難しく多い
⑥ 歩道の幅が狭く、自転車と歩行者の衝突の危険がある
⑦ 歩道は左側通行（歩道通行は禁止）
⑧ 歩道は歩行者優先で、歩行者を優先して通行し、歩行者を避ける
⑨ 飲酒運転・二人乗り・加速「ながら運転」の禁止
⑩ 安全ヘルメットを必ず着用
⑪ 安全ヘルメットを必ず着用
⑫ 安全ヘルメットを必ず着用

H30夏の交通安全県民運動
富山県推進要綱(抜粋)



交通安全子供自転車大会
自転車交通安全高齢者自転車大会
【出典：(公財)富山県交通安全協会ホームページ】

自転車活用の先進地の事例について

1 愛媛県における特色ある取組み

○サイクリスト受入環境の整備

- ・瀬戸内しまなみ海道に「しまなみ海道サイクリングロード」を整備
- ・外国人サイクリストのための多言語表示（英語、繁体字、ハングル）看板の整備
- ・サイクルオアシス（サイクリストのための休憩施設）を整備

平成23年度にしまなみエリアから整備が始まり、現在、県内全域でサイクリスト向け休憩所の整備を進めている。
平成30年10月12日現在、合計356か所

- ・四国一周サイクリングルートを設定し、ポータルサイト・SNS等で情報発信

○高速道路や瀬戸内の美しい島々を舞台に行うサイクリング大会の実施

- ・サイクリングしまなみ2018の開催（隔年開催）
開催日：30年10月28日（日）開催予定
大会規模：7,000人程度（4年毎に大規模大会を開催）
特徴：①高速道路を走行する日本唯一のサイクリング大会
②世界有数のサイクリングコースを使ったイベント
③しまなみ海道の絶景を堪能する多彩なコース設定
④瀬戸内の島ならではの「おもてなし」
⑤隣県（広島県）や関係市町村（今治市、尾道市等）、官民が連携した大会運営

○自転車の安全利用

- ・思いやり1.5m運動
27年から「思いやり1.5m運動」を開始。自動車等の運転手に対し、
「自転車の側方を通過するときは」1.5m以上の安全な間隔を保つ”か、
「道路事情等から安全な間隔を保つことができないときは」徐行する”ことを呼び掛けている。

2 北海道における特色ある取組み

○サイクルツーリズムの推進

- ・道内に5つのモデルコースを設定し、下記の取組みを試行。
①受け入れ環境の充実（サイクリストの休憩施設の確保など）
②情報発信・サイクリストとのコミュニケーション（HPの開設など）
③自転車走行環境の整備（案内看板や路面表示の設置など）

3 海外における特色ある取組み

○ニューヨークを舞台に行う世界最大級のサイクリングイベント

- ・TD Five Boro Bike Tour（通称：Bike New York）の開催
開催日：平成30年5月6日（日）（第41回大会）
大会規模：3万人程度
特徴：①コース内の自動車は完全に通行止めのため、自動車や歩行者を気にすることなく道路のど真ん中を走行可能
②巨大高層ビル群が立ち並ぶマンハッタン「6番街」やニューヨークのオアシス「セントラルパーク」、「ブルックリン」などのニューヨークの魅力を楽しむことができる特徴的なサイクリングコース

○台湾を自転車で一周するサイクリングロードの整備

- ・台湾を一周する「環島1号線」（総延長：968km）を自転車で走破するサイクリングロードを整備（平成27年12月30日開通）
- ・愛媛県は台湾1周を参考に、四国を自転車で1周する「サイクリングアイランド四国」の実現を目指している。
具体的な取組みとして「台湾一周・四国一周の交流協定の締結」や、四国4県が連携した台湾訪問団の受入れなどに取り組んでいる。

○ロンドンのコミュニティサイクルシステム

- ・コミュニティサイクルシステム「Santander Cycles」が整備され、ロンドン市内に11,500台以上の自転車と750か所以上の自転車貸し出しポートが設けられている。